

地域から始めよう!



しずおか防犯まちづくり

第4次ふじのくに防犯まちづくり行動計画

計画期間 2018年度～2021年度

静岡県

目次

第4次 ふじのくに防犯まちづくり行動計画

第1章

計画の基本的事項

趣旨	3
1 「防犯まちづくり」とは	3
2 計画策定の趣旨	3
3 県民意見の反映	4
第4次計画の概要	5
1 基本理念	5
2 目指す姿	5
3 重点取組	5
4 戦略（施策の柱）	5
5 計画の目標	5
6 計画の期間	5

第2章

静岡県における犯罪の現状と県民意識

犯罪の現状	9
1 刑法犯認知件数と検挙率の状況	9
2 2017年窃盗犯手口の内訳	9
3 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の状況	10
4 子ども・女性に対する声かけ等の不審者情報の状況	11
5 少年犯罪の状況	12
6 人口10万人あたりの刑法犯認知件数	13
犯罪被害遭遇不安	14
1 犯罪被害に遭う不安度と犯罪の種類	14
2 県内で犯罪被害に遭う不安度の推移	15
防犯まちづくりの取組意識	16
1 防犯まちづくりへの取組意識の推移	16
2 求められる具体的犯罪防止対策	17

第3章

第3次防犯まちづくり行動計画（2014年度策定）の成果と課題

行動計画（2014年度策定）の概要	21
1 最重点項目	21
2 施策の柱	21
3 計画の目標	21

	行動計画の成果と課題	22
	1 成果	22
	2 3つの施策の柱ごとの成果と課題	22
第4章	静岡県の推進施策	
	重点取組	29
	戦略（施策の柱）	30
	1 人材育成	30
	具体的な推進事項	30
	数値目標	34
	2 環境づくり	35
	具体的な推進事項	35
	数値目標	40
	3 情報共有	41
	具体的な推進事項	41
	数値目標	44
第5章	防犯まちづくりの体制整備	
	防犯まちづくりの推進体制	47
	1 地区安全会議	47
	2 市町安全協議会	48
	3 しずおか防犯まちづくり県民会議	48
	県の推進体制と役割分担	48
静岡県防犯まちづくり有識者懇談会		
	委員名簿	53
	開催状況	54
参考資料		
	静岡県防犯まちづくり条例	57

第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

趣旨

1 「防犯まちづくり」とは

県民、行政、警察が一体となって、地域における自主的な防犯活動を推進するとともに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図る等、犯罪の起きにくいまちづくりを進める取組を表した言葉です。

県が、この「防犯まちづくり」に取り組むことになった背景は、都市化、国際化、情報化の発展等による社会環境の変化により、全国的に犯罪が増加し、県民生活や社会経済活動に多大な不安と損害を与えたことがあげられます。

静岡県においても、2002年には刑法犯認知件数が過去最悪の63,008件に達し、「犯罪被害に遭う不安を感じる県民の割合」（2002年度防犯まちづくりアンケート調査より）は80.3%にも及びました。

このような状況の中、犯罪を減らすためには、警察活動に頼るだけでなく、県民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、互いに見守り合い、助け合う地域の力で、犯罪の起きにくい防犯まちづくりを進めることが求められました。

このため、県では、2002年12月、「防犯まちづくり有識者懇談会」を設置し、効果的な防犯対策とその推進体制についての検討を行い、そこでまとめられた提言をもとに、2003年7月に庁内推進本部を立ち上げ、同年9月に「防犯まちづくり行動計画」（第1次：2003年度～2009年度）を策定しました。

2 計画策定の趣旨

県では、静岡県防犯まちづくり条例（2004年4月1日施行）及び「防犯まちづくり行動計画」（第2次：2010年度～2013年度、第3次：2014年度～2017年度）に基づいて、「犯罪の起きにくい社会づくり」を持続的に推進してきました。

官民協働による防犯まちづくりは年々進展しており、県内の刑法犯認知件数は、2003年以降、15年連続で減少し、2017年には20,869件となり、また、「犯罪被害に遭う不安を感じる県民の割合」も56.9%（2016年度県政世論調査より）と減少する等、大きな成果をあげています。

しかし、一方で高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺は、新たな手口が次々と生まれ、いまだ高水準で発生し、一向に治まる気配を見せておらず、また、ネット社会の急激な広がりによる新たな犯罪の拡大等が懸念されます。

さらに、子ども・女性に関わる声かけ事案等の不審者情報の届出件数は、防犯意識の高まりとあいまって、年々増加傾向にあり、治安に対する県民の不安感は、いまだ払拭されているとは言えません。

最近の少子高齢化によって人口構造が変化し、一人暮らし世帯が増加することもあり、防犯の体制等を含めた地域コミュニティのあり方が大きく変容していくことが懸念されています。

また、本県は、世界文化遺産の富士山等の地域資源に恵まれています。が、地震災害をはじめ、集中豪雨や火山噴火等、豊かな自然は県民の生活を脅かすものでもあり、災害時を見据えた防犯まちづくりも念頭に置く必要があります。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等の国際イベントの開催、交通アクセスの向上等により、国内外からの交流人口が拡大することが予想され、本県を訪れる誰もが安心して過ごせる、魅力ある静岡県を目指す必要があることから「防犯まちづくり」が果たす役割は大きいと考えられます。

このため、県では2017年度が最終年度である、「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」(第3次)の成果を検証するとともに、「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」(第4次)の策定に向けて、「静岡県防犯まちづくり有識者懇談会」を設置し、これまで取り組んできた施策の検証を行うとともに、今後取り組むべき課題について検討を行いました。

今回策定する「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」(第4次)は、犯罪動向等、時流の変化を適確に捉えた上で、これまでの行動計画の方向性を更に押し進めるとともに、災害時の防犯への備え等の新たに生じた課題に対応するため、防犯まちづくりに関する施策及び目標数値を定めました。

県は、安全・安心な社会の実現のため、県警察本部、県教育委員会等の関係機関と連携し、各種施策を推進します。

3 県民意見の反映

今回の「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」(第4次)を策定するに当たっては、「静岡県防犯まちづくり有識者懇談会」を設置して、御意見を伺うとともに、県民意見提出手続(パブリック・コメント)にて県民から広く御意見を募集し、同意見を考慮した上で策定しました。

1 基本理念

これまでの取組や成果を踏まえた上、さらに安全・安心を推進することを考え、

「安全・安心の更なる充実を目指す防犯まちづくりの推進」

を計画の基本理念とします。

2 目指す姿

防犯まちづくりに関する様々な施策や事業を推進することで、徳のある人材（士）と物産の豊かさ（富）を備えた自立した地域である「富国
有徳の美しい“ふじのくに”」を実現するため、

「官民協働による犯罪の起きにくい
美しい“ふじのくに”づくり」

を計画の目指す姿とします。

3 重点取組

刑法犯認知件数は減少したものの、犯罪弱者である子ども・女性に対する「声かけ」や「つきまとい」等の不審者事案は依然高い水準で推移し、高齢者が主な被害者である特殊詐欺も一向に収まる気配を見せていないため

「子ども・女性・高齢者等の安全確保の推進」

を計画の重点取組とします。

4 戦略（施策の柱）

本行動計画では、

「人材育成」（ひとづくり）
「環境づくり」（まちづくり）
「情報共有」（ネットワークづくり）

を戦略（施策の柱）とし、この戦略のもと、災害時の対応を含めた各施策、事業を推進していきます。

5 計画の目標

静岡県総合計画に合わせ、

「刑法犯認知件数を2021年末までに20,000件以下」

とします。

6 計画の期間

静岡県総合計画に合わせ、

2018年度から2021年度までの4ヵ年計画

とします。

第2章 静岡県における犯罪の現状と県民意識

第2章 静岡県における犯罪の現状と県民意識

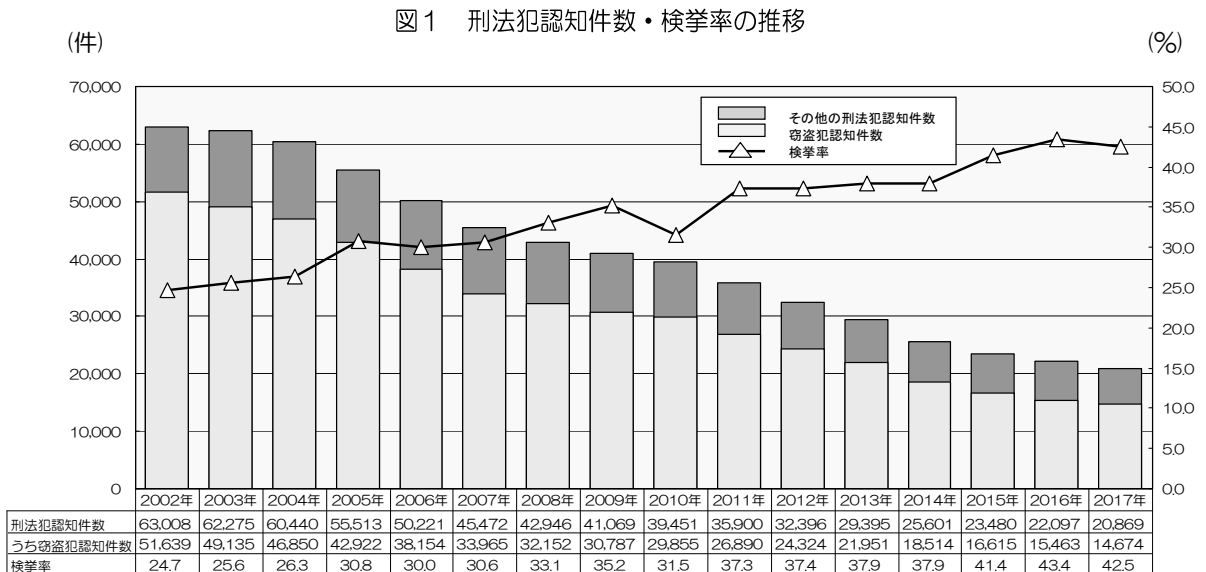
犯罪の現状

1 刑法犯認知件数と検挙率の状況

静岡県における刑法犯認知件数は、過去最高を記録した2002年の63,008件から15年連続して減少し、2017年は20,869件となり、前年に比べ1,228件（5.6%）減少しました。

2017年の検挙率は42.5%となり、2002年以降最高を記録した前年に比べ0.9%減少しました。

刑法犯認知件数のうち、70.3%を窃盗犯が占めています。（図1）

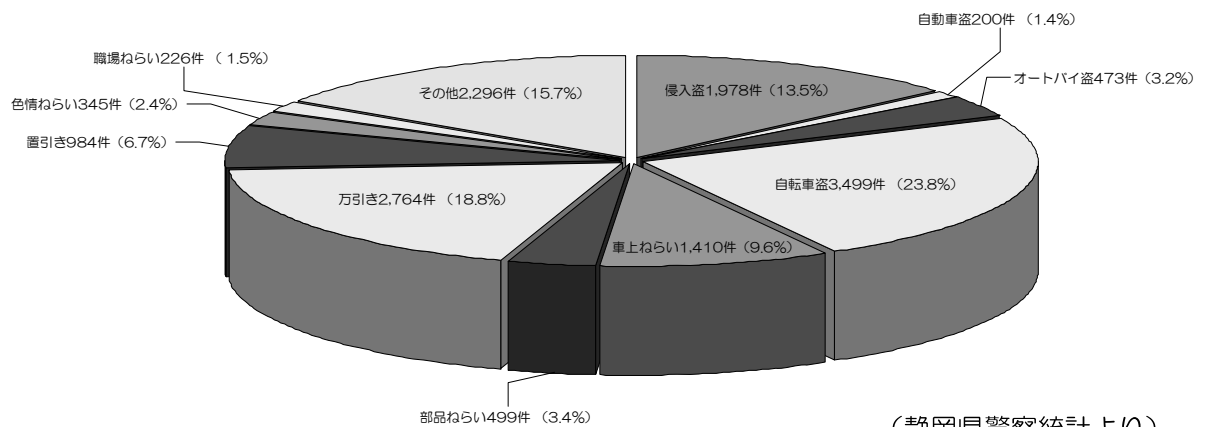


（静岡県警察統計より）

2 2017年窃盗犯手口の内訳

侵入盗、乗り物盗（自動車・オートバイ・自転車盗）、車上・部品ねらい、万引きが73.7%を占めています。（図2）

図2 窃盗犯手口の内訳（2017年中）



（静岡県警察統計より）

3 振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の状況

2017 年中の特殊詐欺は、前年と比べて被害額は減少したものの件数が増加しました。

手口別では、「オレオレ詐欺」・「架空請求詐欺」が増加しており、予断を許さない状況が続いています。(表1)

オレオレ詐欺被害者の97.7%が65歳以上の高齢者であり、年代別男女構成比を見ると女性の割合が多いため、高齢女性に対する注意喚起が重要であることが分かります。(図3)

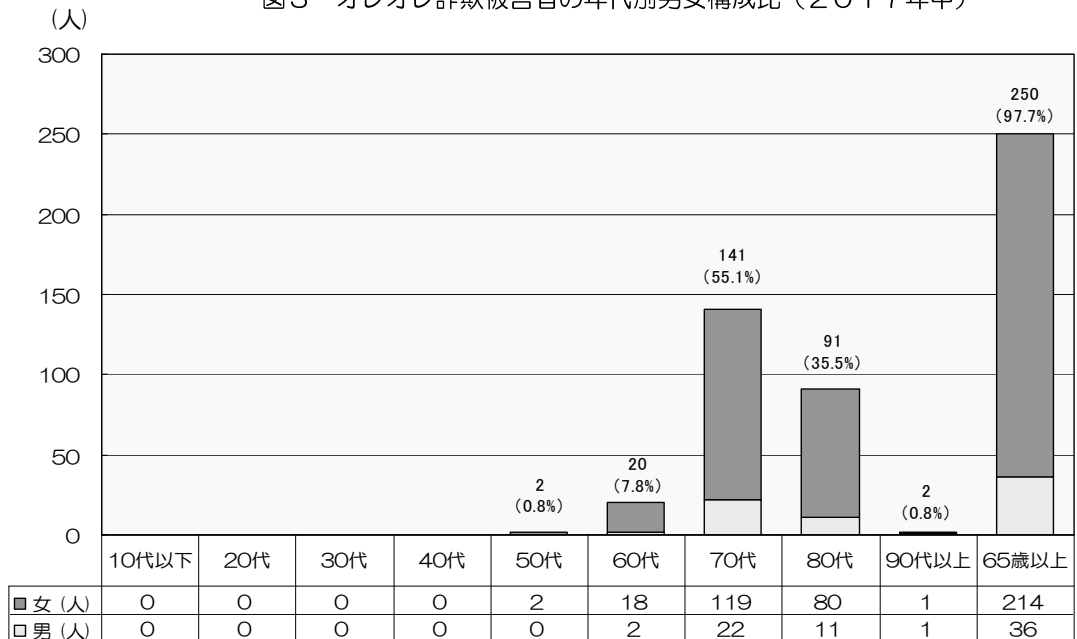
表1 振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の発生状況

		振り込み詐欺				振り込み詐欺以外の特殊詐欺	特殊詐欺合計	
		オレオレ詐欺	架空請求詐欺	融資保証金詐欺	還付金等詐欺			
2016年	(件)	316	170	67	16	63	16	332
	(千円)	821,829	329,030	403,763	29,010	60,026	96,572	918,401
2017年	(件)	396	256	115	16	9	2	398
	(千円)	897,584	425,819	438,573	26,563	6,629	9,274	906,858
前年比	(件)	80	86	48	0	▲ 54	▲ 14	66
	(千円)	75,755	96,789	34,810	▲ 2,447	▲ 53,397	▲ 87,298	▲ 11,543

(静岡県警察統計より)

※ 振り込み詐欺以外の特殊詐欺とは、金融商品等取引名目、異性との交際あっせん名目、ギャンブル必勝法情報提供名目等により、金を騙し取るものです。

図3 オレオレ詐欺被害者の年代別男女構成比(2017年中)



※ () 内はオレオレ詐欺被害者の総数に占める割合を示す。

(静岡県警察統計より)

4 子ども・女性に対する声かけ等の不審者情報の状況

子ども・女性に対する声かけ等の不審者情報の届出件数は、概ね 2,000 件であり、依然として高い水準で推移しています。(図4)

また、2017 年中の内訳は、体を触るなどの「わいせつ」が 29.5%を占め、次いで「声かけ」が 22.0%となっています。(図5)

※ 子ども・女性に対する声かけ等の不審者情報とは、事件に至らないものの重大な性犯罪等に発展するおそれのある、18 歳以下の男女及び 19 歳以上の女性に対する「声かけ」「つきまとい」「わいせつ」「写真撮影」「脅迫・暴行」等を行う不審者に関する情報をいいます。

図4 子ども・女性に対する声かけ等不審者情報の届出件数

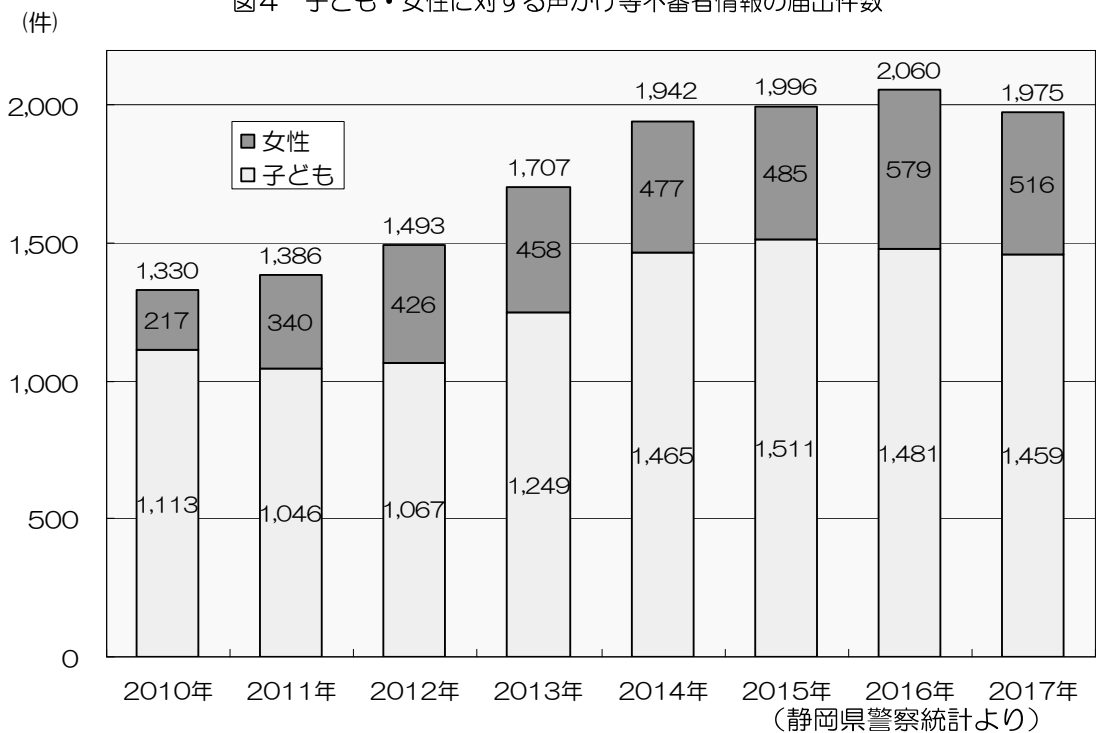
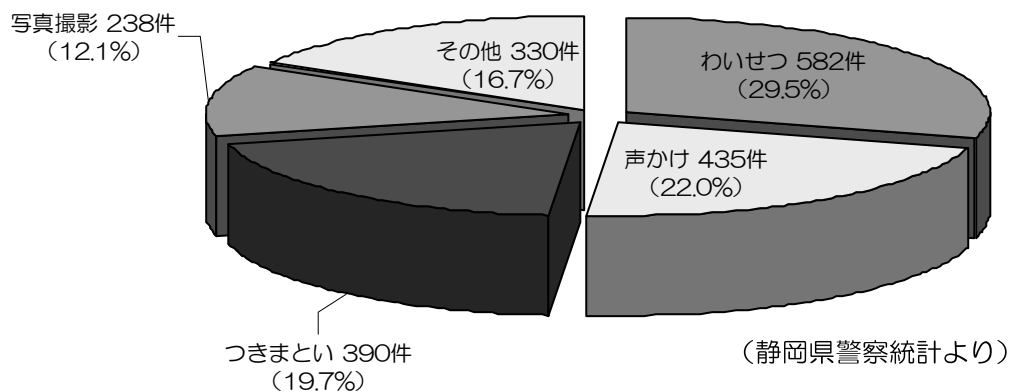


図5 子ども・女性に対する声かけ等不審者情報の内訳 (2017年中)

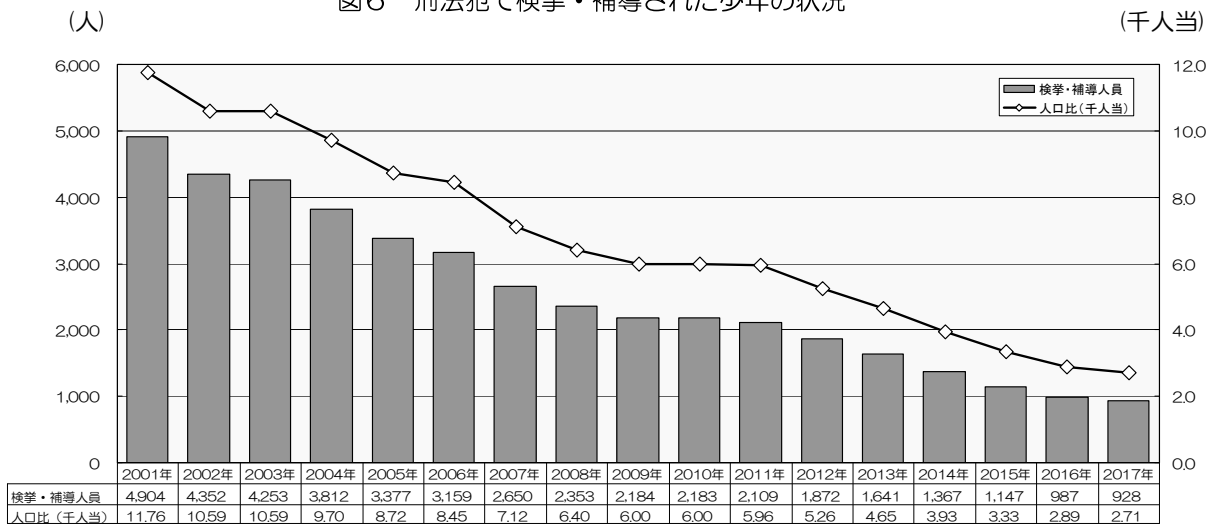


5 少年犯罪の状況

刑法犯で検挙・補導された少年の人員は、2001年の4,904人をピークに15年連続して減少しており、また、少年人口1,000人あたりの検挙・補導された少年の人口比も減少しています。(図6)

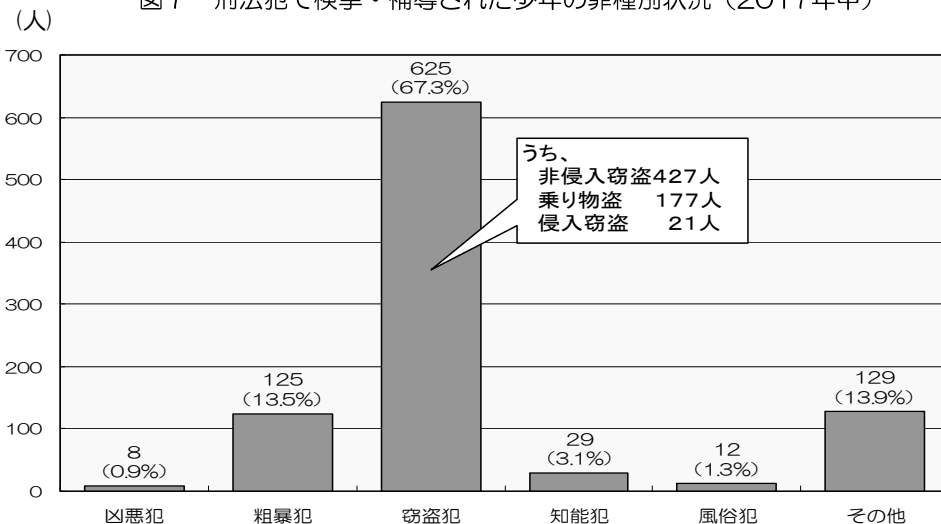
刑法犯で検挙・補導された罪種のうち、窃盗犯が67.3%を占めており、万引き等の非侵入窃盗が最多となっています。(図7)

図6 刑法犯で検挙・補導された少年の状況



※ 人口比とは、少年人口1,000人あたりの検挙・補導人員をいう。
(静岡県警察統計より)

図7 刑法犯で検挙・補導された少年の罪種別状況(2017年中)



※ 風俗犯とは、賭博・わいせつなど社会の風俗を害する犯罪をいう。
(静岡県警察統計より)

6 人口10万人当たりの刑法犯認知件数

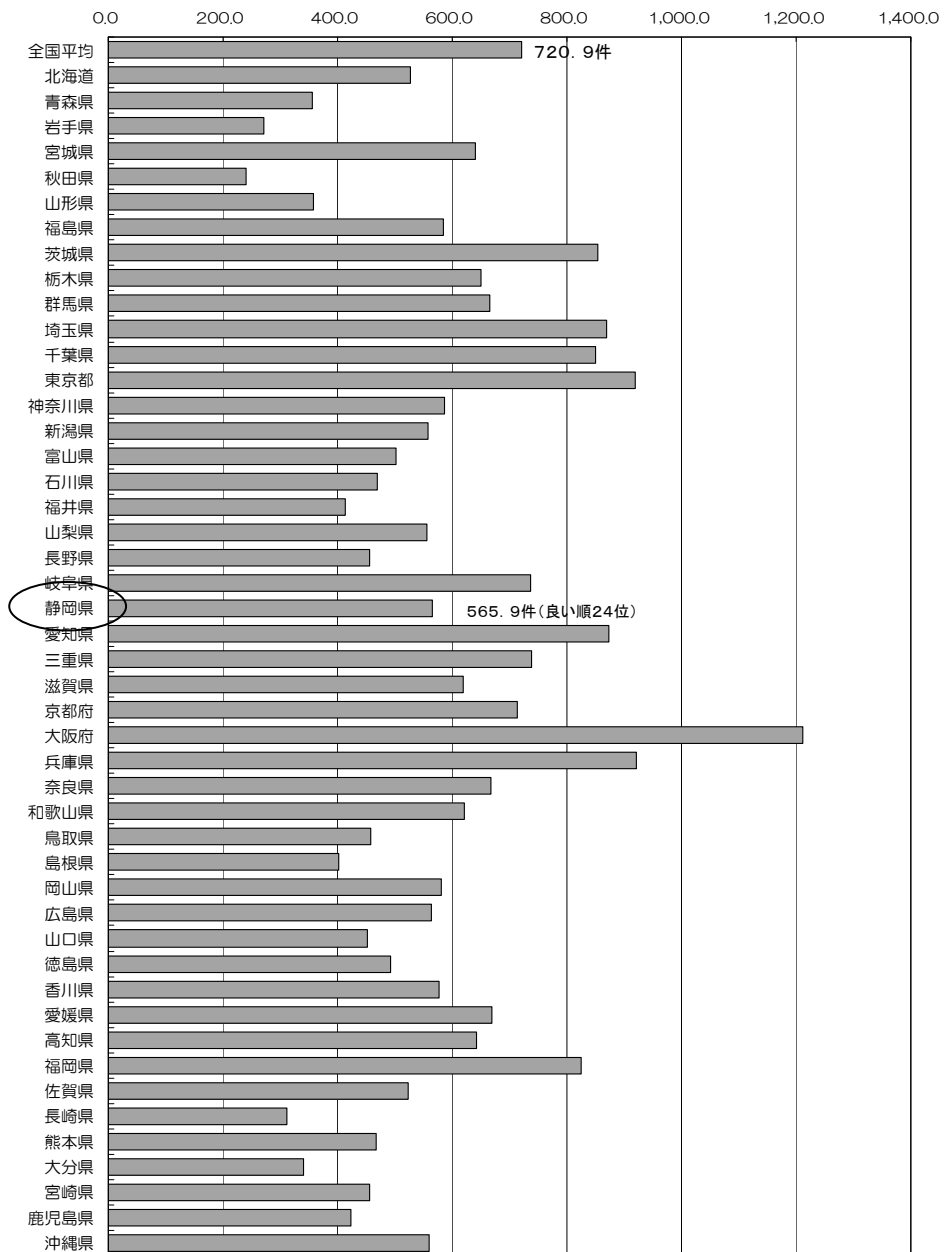
人口10万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）は、静岡県は565.9件と、全国平均の720.9件と比べて低い犯罪率となっています。

全国的には、関西圏、首都圏、中部圏の都府県が高い状況です。

静岡県の犯罪率は、隣接する愛知県、神奈川県と比べて低いものの、長野県と比べると高く、また山梨県とは、ほぼ同数となっています。（図8）

図8 全国の犯罪率（2017年中）

(件)

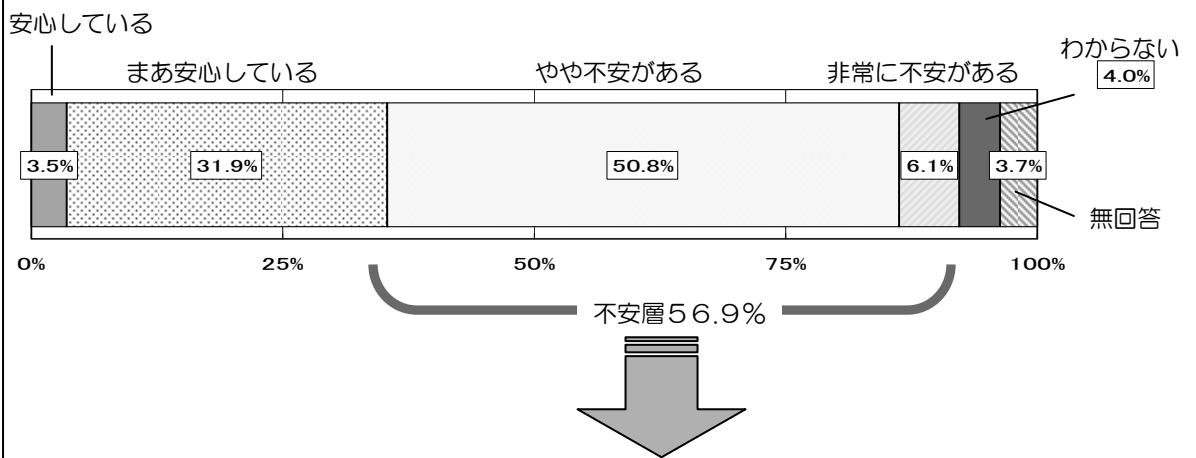


(都道府県の刑法犯認知件数は警察庁発表による)

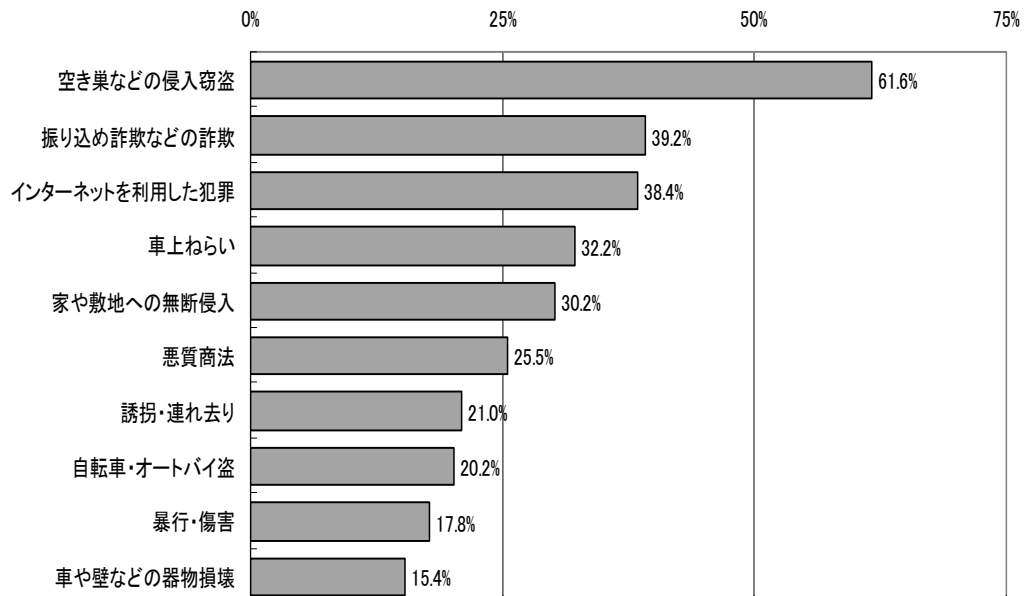
1 犯罪被害に遭う不安度と犯罪の種類

2016 年度県政世論調査によると、県内で犯罪被害に遭う不安を感じている人は 56.9%、不安を感じている犯罪の第 1 位は「空き巣などの侵入窃盗」で 61.6%となっています。

Q あなたは、あなたやあなたの家族が、県内で犯罪被害に遭うのではないかと不安を、どの程度感じていますか？



Q 不安を感じている犯罪はなんですか？（上位 10 位）

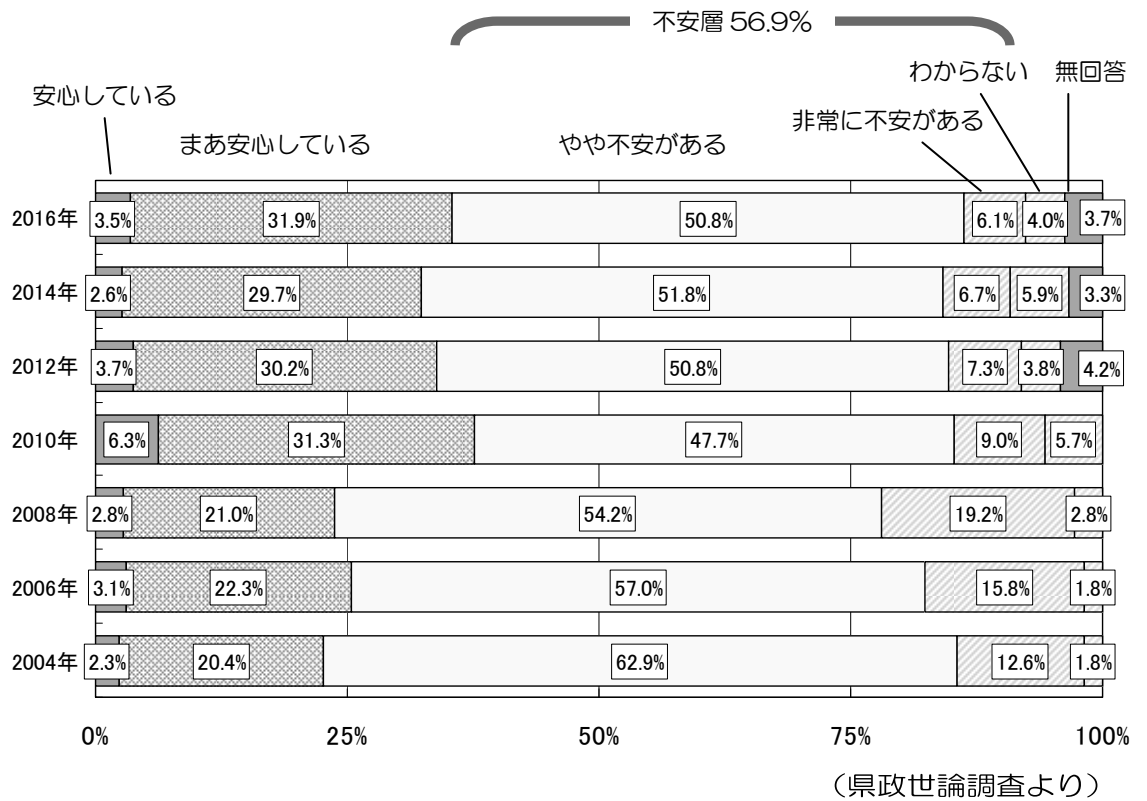


(県政世論調査より)

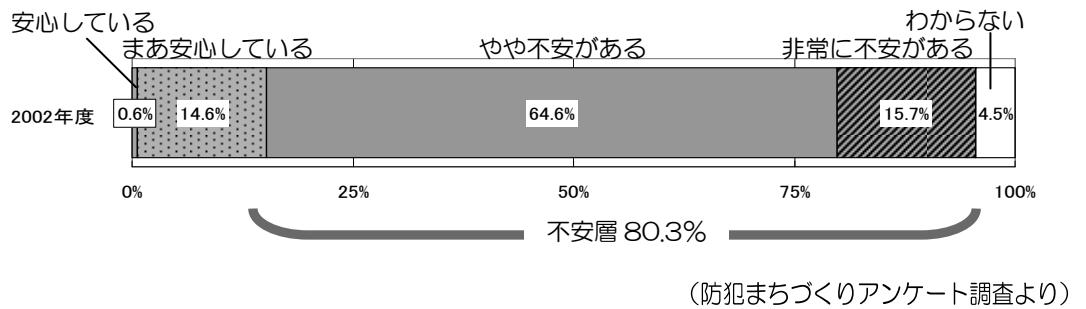
2 県内で犯罪被害に遭う不安度の推移

2014年度県政世論調査と比べて、不安を感じている人が1.6ポイント減少しています。

2004年度から比べると、不安を感じている人が18.6ポイントと大きく減少しています。



《参考》2002年度防犯まちづくりに関するアンケート調査結果



新たな行動計画の策定にあたり、県では2016年12月に「防犯まちづくりに関するアンケート調査」を実施しました。

ここでは、2012年度に実施した同調査との比較を行いました。

1 防犯まちづくりへの取組意識の推移

全体として安全安心活動への住民参加や協力、積極的な活動等を肯定あるいは必要だとする意見の人が多数を占めていますが、2012年度調査と比べると肯定的な意見の人の割合が減少しています。

特に注意しなくてはならないのは、「自分が関わらなくても地元の熱心な人が解決してくれる」の項目で「そのとおり」と判断する人が54.2%を占め、「ちがう」と判断する人(44.2%)とおよそ半数を分け合っており、地域における問題の解決を他人に委ねたいという依存的な考えの人が多数いることが考えられます。

			全くその とおり	まあその とおり	まあ ちがう	全く ちがう	無回答	合 計
①積極的に社会活動に参加し、地域を安全に住みよくしたい	2016年度	回答数	126	714	198	14	19	1,071人
		%	11.7%	66.7%	18.5%	1.3%	1.8%	100%
	2012年度	回答数	206	594	155	13	32	1,071人
		%	20.6%	59.4%	15.5%	1.3%	3.2%	100%
②自分が関わらなくても地元の熱心な人が解決してくれる	2016年度	回答数	67	513	391	83	17	1,071人
		%	6.3%	47.9%	36.5%	7.7%	1.6%	100%
	2012年度	回答数	88	417	342	115	38	1,071人
		%	8.8%	41.7%	34.2%	11.5%	3.8%	100%
③住民の協力で、地域の安全・安心問題は解決できる	2016年度	回答数	248	647	144	13	19	1,071人
		%	23.2%	60.4%	13.4%	1.2%	1.8%	100%
	2012年度	回答数	296	546	114	13	31	1,071人
		%	29.6%	54.6%	11.4%	1.3%	3.1%	100%
④安全・安心問題の解決は住民の義務である	2016年度	回答数	217	655	163	11	25	1,071人
		%	20.3%	61.2%	15.2%	1.0%	2.3%	100%
	2012年度	回答数	269	577	112	11	30	1,071人
		%	26.9%	57.7%	11.2%	1.1%	3.0%	100%
⑤住民の協力、積極的な活動なしでは犯罪は減少しない	2016年度	回答数	239	579	212	20	21	1,071人
		%	22.3%	54.1%	19.8%	1.9%	1.9%	100%
	2012年度	回答数	293	524	127	25	30	1,071人
		%	29.3%	52.4%	12.7%	2.5%	3.0%	100%
⑥個人が注意すれば、住民の協力なしでも犯罪は防げる	2016年度	回答数	23	177	589	260	22	1,071人
		%	2.1%	16.5%	55.0%	24.3%	2.1%	100%
	2012年度	回答数	37	159	492	278	35	1,071人
		%	3.7%	15.9%	49.2%	27.8%	3.5%	100%
⑦警察に任せ、住民は関与しない	2016年度	回答数	11	72	496	475	17	1,071人
		%	1.0%	6.7%	46.3%	44.4%	1.6%	100%
	2012年度	回答数	8	46	403	510	33	1,071人
		%	0.8%	4.6%	40.3%	51.0%	3.3%	100%

(防犯まちづくりアンケート調査より)

2 求められる具体的犯罪防止対策

「防犯灯や街灯の増設」を「必要」と判断した人が85.5%と最も多く、次いで「繁華街に防犯カメラを設置」や「学校や通学路の防犯対策を強化」（各58.7%）等の「環境づくり」や「子どもの安全」に関わる犯罪防止対策を多くの人が必要と判断しています。

2016年度は、2012年度の調査と比較すると「防犯灯や街灯の増設」や「防犯カメラの設置」の項目は、必要と判断する人の割合が高くなっていますが、その他の項目は、ほぼ同様な割合でした。

	2016年度		2012年度
	回答数	%	%
防犯灯や街灯の増設	753	85.5%	73.1%
道路や塀の工夫で犯罪の起こりにくい町をつくる	222	25.2%	23.4%
繁華街に防犯カメラを設置	517	58.7%	44.4%
自治体が積極的に取り組む	257	29.2%	29.5%
住民自身のパトロールなどによる防犯活動	154	17.5%	22.8%
自宅への防犯カメラや防犯ベルの取り付け	300	34.1%	22.6%
自己負担で警備員の雇用	8	0.9%	1.1%
近所の助け合いで犯罪に強い地域を作る	513	58.2%	57.7%
防犯協会・防犯団体による活動	185	21.0%	22.5%
警察によるパトロール強化	481	54.6%	53.0%
交番・駐在所の増設	199	22.6%	22.2%
住民への防犯広報活動を活発化	224	25.4%	26.3%
警察の防犯広報の活発化	152	17.3%	19.2%
警察官の増員	93	10.6%	9.3%
学校や通学路の防犯対策を強化する	517	58.7%	52.5%
子どもに対する防犯教育を徹底する	451	51.2%	43.5%
事業所の防犯対策を強化する	355	40.3%	37.4%
その他	35	4.0%	2.8%

（防犯まちづくりアンケート調査より）

第3章 第3次防犯まちづくり行動計画（2014年度策定）の成果と課題

第3章 第3次防犯まちづくり行動計画（2014年度策定）の成果と課題

行動計画 （2014年度 策定）の概要

「防犯まちづくり行動計画」（第1次）策定以降、2004年4月には「静岡県防犯まちづくり条例」が施行され、各種防犯活動を推進したことにより、刑法犯認知件数及び犯罪被害に遭う不安を感じる県民の割合はともに大幅に減少しました。

しかし、子ども・女性・高齢者等の安全確保等、新たな課題も生じてきたため、2011年3月に「静岡県防犯まちづくり行動計画」（第2次：2010年度～2013年度）を策定し、2014年4月に第3次計画となる「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」（2014年度～2017年度）

を策定しました。

1 最重点項目

刑法犯認知件数の減少が続く中でも、なお発生件数が多く、かつ社会的注目をひく犯罪の被害者になることの多い「子ども・女性・高齢者等の安全確保」を計画の最重点項目としました。

2 施策の柱

○次世代しずおかの安全・安心を担う「人材育成」
○犯罪防止に配慮した「環境づくり」
○地域の見守り力向上のための「情報提供」
を施策の3本柱とし、この柱のもと、各施策、及び事業を推進しました。

3 計画の目標

静岡県総合計画に合わせ、2017年末までに
「刑法犯認知件数を27,000件以下」
「体感治安に影響を及ぼしやすい県民に身近な9罪種を7,700件以下」としました。

ただし、当初の目標がそれぞれ達成されたため、「刑法犯認知件数」は、2015年6月に23,000件以下、更に2017年2月に21,000件以下に上方修正し、「県民に身近な9罪種」は2015年6月に6,800件以下、2016年12月に5,400件以下に上方修正しました。

※ 体感治安
統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で感じる治安の状況

※ 県民に身近な9罪種
自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、空き巣、忍込み、居空き、ひったくり、強制わいせつ、公然わいせつ

1 成果

県内の刑法犯認知件数は、2002年の63,008件をピークに、防犯まちづくり行動計画策定以降の2003年から15年連続して減少し、2017年は20,869件まで減少しました。

また、体感治安に影響を及ぼしやすい県民に身近な9罪種の件数も2017年は5,346件まで減少しています。

○刑法犯認知件数の推移

年	2002	2003	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
件数	63,008	62,275	35,900	32,396	29,395	25,601	23,480	22,097	20,869

○県民に身近な9罪種の推移

年	2002	2003	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
件数	19,730	17,634	10,920	9,578	8,942	7,175	6,605	5,879	5,346

2 3つの施策の柱ごとの成果と課題

(1) 次世代しずおかの安全・安心を担う「人材の育成」

地域防犯活動の知識や技術を習得した防犯活動リーダーを養成するための防犯講座を開催しました。

また、薬物乱用防止啓発活動、青少年への声掛け運動等を学域、職域、地域において推進し、活動を通じて社会のルールを守り、そして育てる規範意識の高い、次世代しずおかの防犯活動を担う人材を育成しました。

一方、学校における、いじめの解消率は増加につながっていません。インターネット等を利用することによるいじめの複雑化や、いじめを安易に解消とせず、丁寧に指導・支援を継続している学校現場の現状が一因と考えられますが、解消率の増加に向けて、引き続き、取り組んでいかなければならない問題です。

目標指標項目	目標数値	実績値			
	2017	2013	2014	2015	2016
防犯講座の受講者数 (講座開始年度〈2011年度〉からの累計)	1,000人	479人	680人	916人	1,059人
薬物乱用防止啓発参加者数	280,000人	261,626人	274,767人	288,567人	282,029人

目標指標項目		目標数値	実績値			
		2017	2013	2014	2015	2016
人権啓発講座等参加人数(2014～2017年度の累計)		100,000人	25,087人	25,912人	25,100人 (51,012人)	25,971人 (76,983人)
いじめ解消率 (公立・私立含む)	小学生	90%以上	77.1%	72.7%	74.2%	82.7%
	中学生	80%以上	70.2%	67.2%	66.5%	73.1%
	高等学校	90%以上	70.9%	88.6%	87.2%	83.6%
幼稚園・小学校における防犯指導の実施率(公立のみ)		100%	数値なし	数値なし	数値なし	数値なし
地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合		20%	9.1%	9.6%	10.7%	10.9%
地域の青少年声掛け運動参加者数(運動開始年度<2000年度からの累計)		385,000人	345,299人	356,647人	367,518人	376,373人

(2) 犯罪防止に配慮した「環境づくり」

県民、地域団体、事業者団体、行政機関等で構成する「しずおか防犯まちづくり県民会議」の活動を促進し、防犯にかかる意識や関心を高めたことで県民会議の参加団体の増加につながりました。

また、事業所の防犯責任者を対象とした研修会を開催し、関心を得られるテーマを選んで研修したことで、参加者は多数となりました。

ただし、自主防犯活動を担う人材の高齢化が進んでいることもあって、青色回転灯を装備した自主防犯パトロール車の台数の拡充が困難となる等の課題があり、新たな団体との連携等による防犯活動の活性化が必要です。

目標指標項目	目標数値	実績値			
	2017	2013	2014	2015	2016
自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロール車両台数	3,500台	3,134台	3,177台	3,239台	3,299台
虐待による死亡児童数	0人	1人	3人	2人	2人
地区安全会議に対する初期支援	12団体/年	12団体/年	12団体/年	12団体/年	9団体/年
公立高校の夜間、休日等管理者不在等における盗難発生件数	0件	1件	5件	6件	2件

目標指標項目	目標数値	実績値			
	2017	2013	2014	2015	2016
しずおか防犯まちづくり県民会議の参加団体数	100 団体	93 団体	99 団体	100 団体	102 団体
防犯責任者を設置する事業所数	7,300 事業所	7,173 事業所	7,176 事業所	7,197 事業所	7,446 事業所
防犯責任者研修会参加者数	600 人 /年	544 人 /年	484 人 /年	487 人 /年	643 人 /年
「地域や学校における防災・防犯のための取組が十分に行われている」と感じている人の割合	80%	75.0%	73.9%	75.7%	72.8%
「青少年の健やかな育成のための環境が整備されている」と感じる人の割合	36%	27.6%	31.3%	25.3%	28.6%
自分の住んでいるまちが安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合	70%	数値なし	数値なし	数値なし	64.7%

(3) 地域の見守り力向上のための「情報提供」

防犯まちづくりを推進するため、防犯情報、地域における犯罪の発生情報、不審者情報等をホームページやリーフレット、市町や団体の協力を得てのキャンペーン等で発信し、広報・啓発活動を行いました。

また、「くらしの防犯伝導士」による防犯に配慮した住宅の普及啓発活動等により防犯環境設計についての意識の高揚や、エスピーくん安心メールの普及による不審者情報のタイムリーな提供がなされました。

しかし、ホームページアクセス件数は、県、警察ともに目標を達成しておらず、今後、県民がより望む情報を発信するための内容の充実や、県・関係機関と県民の間の情報共有を目指したネットワークの強化が必要です。

目標指標項目	目標数値	実績値			
	2017	2013	2014	2015	2016
友愛訪問活動促進事業実施市町老人クラブ連合会数 (政令市を除く)	33 (全) 連合会	28 連合会	32 連合会	29 連合会	28 連合会
生活保護受給世帯への家庭訪問計画の実施率 100%超の福祉事務所数	24 箇所 /24	13 箇所 /24	16 箇所 /24	11 箇所 /24	14 箇所 /24
しずおか防犯まちづくりホームページへのアクセス件数	2,000 件 /月	1,096 件 /月	1,165 件 /月	1,199 件 /月	1,011 件 /月

目標指標項目	目標数値	実績値			
	2017	2013	2014	2015	2016
県警ホームページ（暮らしの安全）へのアクセス数	50,000 件/月	44,268 件/月	60,542 件/月	51,229 件/月	46,051 件/月
エスピーくん安心メールの登録者数	35,000 人	28,284 人	29,867 人	33,182 人	34,014 人
県が実施する消費者教育講座の受講者数	11,600人 /年	9,185 人/年	11,074 人/年	9,065 人/年	8,693 人/年
外国人県民対象の防災・防犯研修への参加人数	600人 /年	506人 /年	612人 /年	713人 /年	996人 /年
くらしの防犯伝導士による防犯講習会実施回数	25回/年	12回/年	17回/年	12回/年	27回/年

第4章 静岡県の推進施策

第4章 静岡県 の 推進施策

重点取組

「子ども・女性・高齢者等の安全確保の推進」

県内の刑法犯認知件数は、2002年の63,008件をピークに、15年連続で減少し、2017年には20,869件まで減少しています。

しかし、子ども・女性に対する「声かけ」や「つきまとい」等の不審者事案の届出件数は依然高い水準で推移し、また、高齢者が主な被害者となる振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は、いまだ繰り返され、予断を許さない状況が続いています。

子ども・女性・高齢者等の犯罪弱者が被害者となる重大事件は、ひとたび発生すれば、被害者や地域住民に与える心理的影響は大きく、県民の体感治安の悪化に繋がります。

また、スマートフォンの普及等によるネット社会の急激な発展は、子どもや女性を容易に有害な情報へアクセスさせる危険を伴い、また、少子高齢化による人口構造の変化は、1人暮らしの高齢者を狙った犯罪の増加等を危惧させるものであり、時流の変化に適応する防犯対策が重要と考えられます。

よって、今回策定する「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」（第4次）においても、これまでの第3次計画の最重点項目を継承し、

「子ども・女性・高齢者等の安全確保の推進」

を重点取組とします。

この重点取組のもと、戦略（施策の柱）である

「人材育成」

「環境づくり」

「情報共有」

に、地震や豪雨等の災害時を見据えた防犯対策の視点を取り入れ、各施策・事業・数値目標を策定しました。

1 人材育成

防犯まちづくりの取組を推進するためには、地域住民の先頭に立って防犯活動を推進するリーダーや、職場・事業所等の自主防犯活動を中心になって担う人材の育成が必要です。

県では、地域住民による防犯活動が効率的、効果的なものになるよう、静岡県防犯まちづくりアドバイザーや地域防犯を担う防犯リーダーの育成を目的とした各種研修を開催します。

更に、若い世代の防犯意識を啓発し、自主防犯ボランティアの普及拡大に努めます。

また、防犯講習では、災害時の防犯対策を考慮した講義内容を取り入れ、災害発生時に適切に活動できる人材を育成します。

重点的に取り組む事業として、「体験型防犯講座」の開催等による将来的に地域の防犯を担う人材の育成と、防犯まちづくり活動に率先して取り組む意欲のある人に対する「防犯まちづくり講座」の開催により、専門的な知識や技能の提供に努めます。

具体的な推進事項

〈施策項目 10 事業数 23〉

重点的に取り組む事業☆ 新たな視点を加えた事業★

番号	施策項目	内 容	担当部局
101 ☆	(1)次世代しずおかの安全・安心を担う人材の育成	「体験型防犯講座」の開催により、犯罪から自分の身を守る方法を教え、実際に体験させることにより、自衛心を養い、防犯意識の高揚を図ることで将来的に地域の防犯活動を担う人材を育成します。	くらし・環境部
102 ☆		地域において防犯活動を担うリーダーを育成するとともに、犯罪情勢に適切に対応した活動ができるよう、各種防犯研修会を継続的に開催します。	くらし・環境部
103	(2)自主防犯活動を担う人材の育成	静岡県コミュニティづくり推進協議会を通じて、地域の防犯活動を含む地域活動のリーダーを育成します。	経営管理部
104		人づくり推進員による家庭や地域における人づくりへの助言等を通じて、県民自らが行う人づくりの実践活動の促進を図り、「有徳の人」づくりを推進します。	文化・観光部

番号	施策項目	内 容	担当部局
105	(3)地域における防犯に関する教育力の充実	地域で子どもをはぐくむ環境づくりを充実・促進するため、関係機関のネットワーク拡大を図る機会を提供するとともに、地域コーディネーター養成講座等を実施し社会教育関係者の資質向上の機会を提供します。	教育委員会
106		子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進し、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保するとともに、活動を通じて地域の絆の強化、地域の教育力の向上を図ります。	教育委員会
107	(4)学校における防犯に関する教育力の充実	施設や通学路における安全管理や教職員等の研修を実施するとともに、児童生徒が主体となり将来的に地域の安全を守ることができるよう、安全教室を開催するなどの指導を充実させます。	教育委員会
108		学校における防犯教育（防犯訓練、防犯教室）を推進するための指導者を養成します。	教育委員会
109		心を育む地域連絡協議会を開催し、県内各地区において、生徒の規範意識の向上など生徒指導上の諸問題について協議するとともに、スクールカウンセラーの配置等により、生徒の心の健康問題等に対しきめ細かな相談体制の充実を図り、問題行動への未然防止に努めます。	教育委員会 文化・観光部
110		市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議を開催するなどして、いじめ、窃盗、暴力行為等の問題行動の未然防止策の充実にも努めます。	教育委員会
111		特別支援学校生徒指導連絡協議会を開催し、各学校における生徒指導の取組等についての情報交換を通して、各校の生徒指導体制の向上に資するとともに、生徒指導担当者としての資質を高め、児童生徒の問題行動の未然防止に努めます。	教育委員会

番号	施策項目	内 容	担当部局
112	(4)学校における防犯に関する教育力の充実	学校の安全点検等を記載した「学校安全推進の手引き」に基づく児童生徒の安全確保と各学校が組織的に適切な対応を行うための「学校危機管理マニュアル」の作成を推進するとともに、初動対応に関わる教職員が身に付けておくべき行動・知識を集約した「教職員危機管理BOOK」を配布するなどして、学校安全の充実を図ります。	教育委員会
113		児童生徒に、ICT 機器の適切な使い方を実践に身に付けさせるとともに、一人一人が情報を取捨選択、判断し、相手のことを考えて発信する能力、情報の意義や特性等に対する理解、情報を扱う上でのモラルや責任感等を養う情報活用能力の育成を推進します。	教育委員会 文化・観光部
114		児童生徒の抱える悩みや問題に対し、早期発見・早期対応するため、教員に対する教育相談、生徒指導についての研修の実施やその支援を行います。	教育委員会 文化・観光部
115	(5)規範意識の向上	「青少年の非行・被害防止強調月間」等で広報・啓発活動や県下一斉の街頭補導・有害環境への適切な対応を展開します。	教育委員会
116		青少年に対し、周りの大人が積極的に関わることにより、青少年の健全育成を支援する「地域の青少年声掛け運動」を推進します。	教育委員会
117		次世代を担うべき青少年を始めとする一般県民への浸透など憂慮すべき状況にある覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等薬物乱用を防止するため、小・中・高校生を対象とした「薬学講座」、薬物乱用防止指導員によるボランティア活動、青少年へ焦点を絞った薬物乱用防止啓発活動を関係機関・団体と連携して推進します。	健康福祉部
118		人権啓発センターにおいて、講演会や出前人権講座を開催し、関係機関と連携して人権教育・人権啓発を推進します。また、人権啓発指導者養成講座において、犯罪被害者等の人権問題を扱うなど、犯罪被害者等支援に対する理解促進を図ります。	健康福祉部

番号	施策項目	内 容	担当部局
119	(6)防犯活動の活性化	自主防犯ボランティアに対する情報提供等の支援を行うとともに、高校・大学生等の若い世代による自主防犯活動への参加促進を図り、自主防犯ボランティアの普及拡大を図ります。	警察本部
120	(7)防犯活動の推進	地域住民の防犯活動のリーダーとして委嘱した地域安全推進員と連携し、活動の推進及び支援を実施し、住民の防犯意識の高揚と活動のノウハウを伝達し、防犯活動を推進する。	警察本部
121	(8)防犯指導の実施	重要特異事犯発生時、及び県民に身近な犯罪について、急激な増加傾向を示した場合、関係機関との連携を強化し、対象者及び関連事業者に対する防犯指導を実施します。	警察本部
122 ★	(9)男女共同参画の視点からの防災対策の推進	男女共同参画の推進による地域防災力の強化を図るため、「男女共同参画の視点からの防災手引書」などを活用した地域女性防災リーダーの育成等を通じて、自主防災組織の役員等への女性の参画拡大を図ります。	くらし・環境部
123 ★	(10)災害時の防犯活動を担う人材の育成	地域防犯活動のリーダー等を対象とした防犯まちづくり講座において、災害時における防犯対策も配慮した講義内容を取り入れ、災害時に適切に防犯活動ができる人材を育成します。	くらし・環境部

数値目標

〈数値目標数8〉

目標指標項目		実績	目標	
		2016年度	2021年度	
1-1	防犯まちづくり講座受講者数	142人	180人	
1-2	薬物乱用防止に関する講習会未開催校	15校	0校	
1-3	人権啓発講座等参加者数	25,971人	毎年度3万人	
1-4	学校支援地域本部を有する学校数 及び同等の機能を有する学校数	313校	360校	
1-5	いじめ解消率 (公立・私立を含む)	小学校	82.7%	90%以上
1-6		中学校	73.1%	80%以上
1-7		高等学校	83.6%	90%以上
1-8	地域の青少年声掛け運動参加者数 (運動開始年度〈2000年度〉からの累計)	376,373人	425,000人	

2 環境づくり

犯罪の起きにくい防犯まちづくりを進めるには、地域住民の連帯感を高め、住民相互が常に気を配ることができる環境づくりが必要です。

県では、静岡県防犯まちづくり条例に基づく「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」等の普及を図ることによる物理的環境の整備や、公用車に青色回転灯を装着しての防犯パトロール等に取り組みます。

また、市町安全協議会や事業所における防犯責任者の設置促進等、地域における人と人の結びつきを基盤とした地域の自主防犯活動を強化し、犯罪の防止に配慮した環境づくりを促進します。

さらに、災害発生時における犯罪被害を防止するためにも、地域ぐるみの見守りあいによる自主防犯活動を呼び掛けます。

重点的に取り組む事業としては、公用車に青色回転灯を装着しての防犯パトロールによる犯罪の抑止や、地区安全会議・市町安全協議会・県民会議を拠点として、防犯まちづくり推進体制を更に強化します。

具体的な推進事項

〈施策項目 20 事業数 46〉

重点的に取り組む事業☆ 新たな視点を加えた事業★

番号	施策項目	内 容	担当部局
201 ☆	(1)公用車に青色回転灯を装着した防犯パトロールの実施	公用車に青色回転灯を装着し、県職員が出張の帰路等にパトロールを実施することにより、地域における犯罪を抑止し、併せて職員の防犯意識の高揚を図ります。	全部局
202 ☆	(2)防犯まちづくり推進体制の強化	防犯まちづくり講座の開催や防犯啓発資料の提供・キャンペーン用のぼり旗の配布等の支援により「地区安全会議」の活性化を図るとともに、「市町安全協議会」の設置を促進します。	くらし・環境部
203 ☆		「しずおか防犯まちづくり県民会議」の構成団体と連携を強化し、事業者・企業との協働による防犯まちづくりを促進します。	くらし・環境部
204	(3)事業者の防犯まちづくりへの協力	事業所における防犯責任者の設置を促進するとともに、啓発資料の作成・配布、研修会の開催などにより防犯責任者の活動を支援します。	くらし・環境部

番号	施策項目	内 容	担当部局
205	(3)事業者の防犯まちづくりへの協力	業界団体、産地組合等が開催する会議、企業訪問等での協力依頼、情報提供を通じて、防犯まちづくりへの意識啓発をします。	全部局
206	(4)消費者被害の防止と救済	消費者が安心して消費生活を送れるよう、商品やサービスの安全を確保するため、監視や指導体制を強化するとともに、取引や表示の適正化等を進め、消費者を第一に考え、事業活動を展開する事業者の育成を図ります。	くらし・環境部
207		消費者からの相談への対応、法令に基づく事業者指導を通じ、消費者被害の発生の防止と、被害者の救済を図ります	くらし・環境部
208	(5)地域コミュニティの活動拠点の整備	地域の防犯活動を含むコミュニティ活動の拠点となる地区集会所等の整備を支援します。	経営管理部
209	(6)電子情報の保護	静岡県情報セキュリティポリシーに基づき、県の電子化されている情報資産を保護します。	経営管理部
210	(7)児童虐待・障害者虐待防止対策等の充実	被虐待児の安全確保を第一に、児童相談所が中心となって市町はじめ関係機関と連携し、一時保護や入所措置を行うとともに保護者への指導等により再発防止に努めるほか、市町の要保護児童対策地域協議会の活動（機能）の充実への支援や職員の専門研修、被虐待児の心理ケアの実施などにより相談・保護・支援体制の充実を図ります。	健康福祉部
211		障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応などを行うため、県・警察本部・労働局などの関係機関による連絡会議を開催するほか、家族などからの虐待に対応する市町の窓口職員などを対象とした研修を行い、支援体制の強化を図ります。	健康福祉部
212		「障害」を理由とする差別解消のため、相談員を配置する他、障害者差別解消支援協議会を設置し、助言・あっせん等を行う他、ヘルプマークの配布や声かけサポーターの養成、UDタクシーの導入支援など、「合理的配慮の提供」の取組を推進します。	健康福祉部

番号	施策項目	内 容	担当部局
213	(7)児童虐待・ 障害者虐待防 止対策等の充 実	障害のある方の人権や財産を守るため、障 害者社会参加推進センターにて、専門相談 員が相談に応じます。	健康福祉部
214		民生委員・児童委員をはじめ、地域全体で 障害のある方を見守り、支えていく取組を 進めます。	健康福祉部
215	(8)DV防止対 策の充実、DV 被害者の支援	男女間の暴力等の根絶を目指し、啓発や、 若者を対象とした DV 防止のためのセミ ナーなどの学習機会を提供するとともに、 関係機関とのネットワーク強化を図りな がら、被害者に対する相談・保護・自立支 援などの総合的な支援を推進します。	くらし・環 境部 健康福祉部
216	(9)防犯に配慮 した都市基盤 の整備促進	道路交通の安全を確保するため、道路照明 灯設置基準に基づく道路照明灯等の適正 配置と適正管理により、副次的に防犯機能 の向上を図ります。	交通基盤部
217		歩行者の安全を確保するため、防護柵の設 置基準などの道路基準に基づく歩車道分 離柵の設置や緑地帯の整備により、副次的 にひったくり等への防犯機能の向上を図 ります。	交通基盤部
218		土地区画整理事業区域内の街路灯の適正 配置や歩車道分離等の整備により、副次的 に防犯機能の向上が図れるよう、事業主体 に対して啓発指導します。	交通基盤部
219		市街地再開発事業により整備される共同 住宅が、防犯に配慮して整備されるよう、 事業主体に対して助言啓発します。	交通基盤部
220		都市再生整備計画に「防犯まちづくり」を 掲げて都市再生整備計画事業を活用する 市町について、各種情報提供等の支援を行 うとともに、都市基盤整備やソフト施策に より市街地の防犯機能の向上が図れるよ う助言啓発します。	交通基盤部
221		宅地造成等の大規模開発(土地利用)計画が 防犯に配慮した計画となるよう助言しま す。	交通基盤部
222		静岡県防犯まちづくり条例に基づく「道 路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場 の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関 する指針」の普及を図ります。	くらし・環 境部

番号	施策項目	内 容	担当部局
223	(9) 防犯に配慮した都市基盤の整備促進	駐輪場内での二輪車盗難等を防止するため、静岡県防犯まちづくり条例に基づく防犯指針の普及を図り、施設の適正管理を促進します。	警察本部
224		駐輪場等の防犯カメラの設置にあたり、設置者に対し、防犯情報の提供のほか、適切な指導、助言を行います。	警察本部
225	(10) 市町管理施設等における防犯対策の促進	市町管理公園における防犯対策として、静岡県防犯まちづくり条例、及び指針に基づく公園整備を促進します。	交通基盤部
226		市町管理施設等について、静岡県防犯まちづくり条例、及び指針に基づく管理者による定期的な防犯点検の実施を促進します。	くらし・環境部
227	(11) 県管理施設等における防犯対策の推進	県職員住宅における防犯対策として、入居者同士の声かけの促進、夜間照明灯の設置、各戸のピッキング対策、廃止となった住宅の早期解体、空き家の適正管理を行います。	経営管理部
228		県管理施設等について、管理者による定期的な防犯点検を実施又は促進し、必要に応じて防犯カメラを設置する等の改善を図り、安全管理の徹底に努めます。	全部局
229		県立森林公園における防犯対策として、巡視や警備を行います。	くらし・環境部
230		県営住宅における防犯対策として、エレベーター内への防犯カメラの設置など防犯に配慮した共同住宅の新築・改築を推進するとともに、死角解消のための植栽の剪定などを推進します。	くらし・環境部
231		県有防災林における防犯対策として、地域住民との協働による適正管理を進めます。	経済産業部
232		不特定多数の者が利用する道路（JR 駅周辺等）において、道路構造物の点検等、適正な道路管理を目的とした道路パトロールにより副次的に防犯機能の向上を図ります。	交通基盤部
233		河川管理施設の除草など適正な維持管理を行い、副次的に防犯機能の向上を図ります。	交通基盤部

番号	施策項目	内 容	担当部局
234	(11) 県管理施設等における防犯対策の推進	港湾緑地の利用者の安全確保のため照明灯の適正配置と管理を行い、副次的に防犯機能の向上を図ります。	交通基盤部
235	(12) 社会適応上支援を必要とする少年への支援	子どもの心身の健全な成長を図るため、子ども、保護者、教職員等に対する面接相談・電話相談を充実します。	教育委員会
236		児童生徒の学習支援とともに、不登校児童生徒の学習機会を提供するため、インターネットを活用し、基礎的・基本的な内容の学習から発展的な学習を可能とする「あすなる学習室」の充実を図ります。	教育委員会
237		カウンセリング機能とフリースペース機能を備えた交流スペースの開設により、社会的ひきこもり傾向にある青少年の円滑な社会復帰及びその家族を支援します。	教育委員会
238	(13) 学校施設内の安全確保	生徒の自転車盗難を防止するため、交通安全指導と併せて駐輪場への収容や二重施設等の適正管理の指導を徹底します。	教育委員会
239		県立学校における防犯対策として、夜間管理を警備会社等に委託します。	教育委員会
240	(14) 防犯活動への支援	(公社) 県防犯協会連合会を通じて、防犯活動への支援や地区防犯協会の防犯研修等を実施し、防犯活動の促進及び団体間の連携強化を図ります。	警察本部
241	(15) 防犯活動の活性化	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動団体数、台数の拡大を促進するとともに活動の活性化を図ります。	警察本部
242	(16) 学校、警察、地域の連携強化	学校・自主防犯ボランティア団体、地域住民・事業所及び自治体と連携した防犯活動を積極的に推進します。	警察本部
243	(17) 性犯罪等に対する予防的活動	子どもや女性に対する性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等に対する先制・予防的活動を強化します。	警察本部
244	(18) 事業者への防犯対策の指導	重要犯罪の被害対象となりやすい深夜物品販売等業者、金融機関、ATMの管理者（設置者）等に対して、とるべき防犯対策を指導します。	警察本部

番号	施策項目	内 容	担当部局
245	(19) 街頭防犯カメラの設置促進	自治体、企業、商店街等における街頭防犯カメラの設置を促進し、地域の防犯機能の向上を図ります。	警察本部
246 ★	(20) 災害時における防犯体制の整備	災害時における犯罪被害を防止するため、防犯パトロール等の体制整備を図ります。	くらし・環境部

数値目標

〈数値目標数 11〉

目標指標項目		実績	目標
		2016 年度	2021 年度
2-1	市町安全協議会設置市町数	24 市町	35 市町
2-2	しずおか防犯まちづくり県民会議の参加団体数	102 団体	106 団体
2-3	防犯責任者を設置する事業所数	7,446 事業所	7,600 事業所
2-4	防犯責任者研修会参加者数	643 人	毎年度 600 人
2-5	消費生活相談における被害額	474 千円	380 千円以下
2-6	虐待による死亡児童数	2 人	毎年度 0 人
2-7	DV 防止ネットワーク設置市町数	29 市町 ※2017 年度実績	35 市町
2-8	自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合	64.7%	70%
2-9	公立高校の夜間、休日等管理者不在等における盗難発生件数	2 件	0 件
2-10	学校へ不審者が侵入するなどの緊急時に備えた対応をとっている学校の割合	97.2% ※2015 年度実績	100%
2-11	自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロール団体数	186 団体	198 団体

3 情報共有

防犯まちづくりを推進していくには、県民に対し、犯罪の発生状況や、防犯情報、県の取組に関する情報等を広報し、情報共有することが必要です。

県では、県民が望む情報の発信に努め、双方向の情報のコミュニケーションが図れるよう情報伝達のネットワークづくりを更に推進し、県民個々の犯罪被害に対する感度を高めます。

また、災害時における避難所での防犯対策の必要性の啓発や、空き巣被害対策等の防犯意識を高めるための情報を発信し、情報共有します。

重点的に取り組む事業としては、県民一人一人のニーズに合ったすぐ役立つ啓発資料を作成・配布し、キャンペーン活動等に取り組みます。

具体的な推進事項

〈施策項目 13 事業数 27〉

重点的に取り組む事業☆ 新たな視点を加えた事業★

番号	施策項目	内 容	担当部局
301 ☆	(1) 防犯広報・啓発活動の推進	性被害に特化した防犯リーフレット等の啓発資料を提供し、地域における防犯講座での活用を図ります。	くらし・環境部
302 ☆		防犯まちづくりを推進する広報・啓発活動を「犯罪不安ゼロ運動」として引き続き実施し、犯罪の発生状況に対応した啓発資料を作成・配布するとともに、キャンペーン活動などに取り組みます。	くらし・環境部
303 ☆		県内大学を通じ新入大学生へ、また、県宅地建物取引業協会を通じひとり暮らしを始める人へ防犯リーフレットを配布する等、適切な防犯情報の提供を図ります。	くらし・環境部
304 ★		県民だより、県のホームページ、ラジオ広報等の多様な媒体を通じて、犯罪情勢や効果的な防犯対策などの情報を提供し、「自らの安全は自らが守る」意識の定着を図るとともに、県民による自主的な防犯活動を促進します。 災害発生時には、県民だより臨時号の発行などにより災害に関する情報について広報します。	知事直轄組織

番号	施策項目	内 容	担当部局
305 ☆	(1) 防犯広報・啓発活動の推進	県ホームページや防犯ポータルサイト「まちなこゼロネット」により、防犯関係情報を発信するとともに、防犯活動に取り組む人材、地域の防犯活動団体、活動事例等を紹介します。	くらし・環境部
306		県自治会連合会を通じて、地域の防犯情報や先進的な活動事例等を自治会組織に提供し、地域の防犯意識を高めます。	経営管理部
307		静岡県コミュニティづくり推進協議会の機関紙を通じて、地域で防犯活動に取り組むコミュニティ組織の活動情報を提供します。また、先進的な活動団体等を表彰し、その活動事例を地域に情報提供します。	経営管理部
308		重層的な防犯ネットワークの整備により、県民が必要とする身近な犯罪発生状況や防犯に関する情報をタイムリーに発信します。	警察本部
309 ★	(2) 消費者への情報提供	確かな目で本物を見極め、自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため、消費者への情報提供や消費者教育の充実を図ります。（災害時に適切な消費行動をとれる消費者も含む）	くらし・環境部
310	(3) 在住外国人への情報提供	県内在住外国人が円滑な日常生活を送るために、多言語によるラジオ、インターネットラジオ放送、フェイスブック・ツイッターによる各種情報提供を図ります。	知事直轄組織
311		県内に居住している外国人が、日本の法律や社会のルールを理解し、安全・安心を実感できるよう、防災・防犯研修等を開催します。	知事直轄組織 くらし・環境部 危機管理部 警察本部
312	(4) 訪日外国人への情報提供	防犯等に資する情報の外国語による提供を推進し、犯罪の被害防止や、自らが犯罪者にならないための対応等を教示します。	警察本部
313	(5) 高齢者世帯等への情報提供等の支援	民生委員の本旨である「住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」ことを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供、高齢者や子ども等の見守りなどの活動を促進します。	健康福祉部

番号	施策項目	内 容	担当部局
314	(5) 高齢者世帯等への情報提供等の支援	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくため、地域包括支援センターにおける高齢者総合相談等の取組を促進します。さらに、地域全体で高齢者を見守り、支えていけるよう、行政、福祉関連団体、事業者団体等の関係機関との連携を進めます。	健康福祉部
315	(6) 事業者への防犯意識の啓発	商工会、商工会議所、中小企業団体中央会などの商工団体を介して事業者に防犯情報を提供し、防犯意識を啓発します。	経済産業部
316		関係する金融各機関または金融を扱う団体に対し、防犯情報を提供し、防犯意識を啓発します。	経済産業部
317	(7) 学校安全体制の強化	県内各地区において、生徒指導主事による研修会等を開催し、他の機関等の持つ不審者対応のノウハウなどを活用し、学校安全体制を充実します。	教育委員会
318	(8) 学校、警察、地域の連携強化	児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするため、警察等の関係機関から犯罪の動向などの情報を収集するとともに地域の協力を要請します。	教育委員会
319		不審者による声かけ事案等の県内情報を集約して県警ホームページ上及び電子メールを活用したネットワークにより提供します。	警察本部
320		学校・自主防犯ボランティア団体、地域住民・事業所及び自治体と連携した防犯活動を積極的に推進します。	警察本部 (再掲)
321	(9) 調査研究の推進	犯罪の発生状況を分析し、犯罪被害の未然防止方策等に関する調査研究を推進します。	警察本部
322	(10) 防犯に配慮した住宅の普及啓発	静岡県防犯まちづくり条例に基づく「住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」の普及を図ります。	くらし・環境部
323		共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して必要な情報の提供及び助言を行います。	くらし・環境部 警察本部
324		くらしの防犯伝導士による講習会を開催し、県民に防犯に配慮した住宅の普及啓発を行います。	警察本部

番号	施策項目	内 容	担当部局
325 ★	(11) 危機管理情報の提供	県ホームページ等により危機管理情報を提供し、県民への注意喚起を図ります。	危機管理部
326 ★	(12) 自主防災組織等への情報提供	避難所運営マニュアルの改訂を通して、災害時における避難所の防犯対策の必要性について啓発します。	危機管理部
327 ★	(13) 災害時に備えての情報共有	過去の大規模災害時の犯罪発生状況を把握し、災害時にとるべき防犯対策の情報を発信します。また、しずおか防犯まちづくり県民会議に参加する事業者や企業などを通じて、無人化した店舗等の防犯対策の強化を呼び掛けると共に、情報共有を図ります。	くらし・環境部

数値目標

〈数値目標数7〉

目標指標項目		実績	目標
		2016年度	2021年度
3-1	しずおか防犯まちづくりホームページへのアクセス件数	毎月 1,011 件	毎月 2,000 件
3-2	消費者教育出前講座の回数	105 回	毎年度 120 回
3-3	防犯まちづくりニュース発行回数	12 回	毎年度 12 回
3-4	地域包括支援センター設置数	143 箇所	165 箇所 ※2020年度
3-5	県警ホームページ（暮らしの安全）へのアクセス件数	毎月 46,051 件	毎月 50,000 件
3-6	エスピーくん安心メールの登録者数	34,014 人	35,000 人の維持
3-7	くらしの防犯伝導士による防犯講習会開催回数	27 回	毎年度 18 回

第5章 防犯まちづくりの体制整備

第5章 防犯まちづくりの体制整備

防犯まちづくりの推進体制

防犯まちづくりの取組は、県民それぞれが様々な活動を通じて進めることが基本です。一方、それぞれの県民による「安全・安心ネットワーク」を形成し、静岡県が一丸となって防犯まちづくりを推進していくことも必要です。

「安全・安心ネットワーク」は、各地域団体や事業団体等が「地域一市町一県」と垂直的につないでいる「縦のネットワーク」と、「地域」「市町」「県」の各レベルにおいて様々な活動に取り組む多様な団体や組織等が情報の共有化と取組の連携を進めるための水平的につながる「横のネットワーク」を組み合わせるネットワークです。

更に、家庭を単位とした地域住民が「縦・横のネットワーク」に加わることにより、地域の絆を強化し、地域住民と市町、及び県が一体となった隙のない推進体制を築き、犯罪を生まない、また犯罪に対して隙を与えない地域づくりを目指します。

なお「横のネットワーク」として、地域では「地区安全会議」、市町には「市町安全協議会」、県全体では「しずおか防犯まちづくり県民会議」が設置されています。

1 地区安全会議

地区安全会議は、犯罪の起きにくい地域づくりを目的として、「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、地域ぐるみで防犯まちづくりを推進するために県内各地で設置され、地域で様々な活動に取り組む人々が集まり、情報の共有化と取組の連携が図られています。

地区安全会議は、中学校区程度の範囲で、連合自治会等を中心に、PTA、地域安全推進員等の様々な団体・個人をメンバーとしていますが、地域の実情に応じて範囲の大小や構成メンバーは多様となっています。

県では、地区安全会議の活性化に向けて、地区安全会議を直接的に支援する各市町と連携しながら、防犯活動を担う人材育成を目的とした講座の開催、啓発資材や防犯関係情報の提供、防犯まちづくりアドバイザーを通じた支援等に取り組んでいきます。

○地区安全会議の設置数 303 団体

(2017年6月調査)

2 市町安全協議会

市町安全協議会は、市町の行政区域を単位として、住民・地域団体・事業者団体及び行政機関等によって構成され、幅広い参加団体が情報を共有し、協力して市町の防犯まちづくりに取り組むことを目指しています。

県では、各市町の実情を踏まえた防犯まちづくりには市町安全協議会の設置が重要であることから、未設置市町に対して設置を促進していきます。

○市町安全協議会設置市町数 24市町／35市町
(2017年4月調査)

3 しずおか防犯まちづくり県民会議

しずおか防犯まちづくり県民会議は、県民、地域及び事業者団体並びに行政機関等の代表者により構成され、「防犯まちづくり」を県民運動として展開する推進母体として、2003年10月に設立されました。

県民会議では、県民総ぐるみで防犯まちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らせるだけでなく、訪れる人や進出する企業にとっても魅力ある静岡県を実現することを目指し、それぞれの立場で、できることから防犯対策に取り組めるよう、「しずおか防犯まちづくり総合推進プログラム」を設定し、防犯まちづくりに取り組んでいます。

県では、事務局として、組織の運営に取り組んでいるほか、自主防犯活動に関する情報や各構成員の取組を情報発信する等の支援に努めています。

○しずおか防犯まちづくり県民会議構成団体数 103団体
(2017年12月現在)

県では、防犯まちづくりを全庁挙げて総合的かつ効果的に推進するため、全部局長で構成される「防犯まちづくり庁内推進本部」を設置しています。

庁内推進本部では、「防犯まちづくり行動計画」の策定や進捗管理を行うほか、県庁職員による青色回転灯を装着した自主防犯パトロール（青パト）や、広報活動等に取り組んでいます。

県は、地域や市町と連携しながら、情報発信・啓発資料作成・人材育成等、県の特性である専門性・先進性・広域性等が発揮できる分野を重点的に担って、防犯まちづくりに取り組んでいます。

推進体制のイメージ

【目指す姿】

官民協働による犯罪の起きにくい
美しい“ふじのくに”づくり

【戦略 施策の柱】

人材育成

災害時の
防犯対策

【重点取組】 子ども・女性・高齢者等の安全確保の推進
【目標】 刑法犯認知件数 20,000 件以下

環境づくり

情報共有

【基本的視点】

ひとづくり

まちづくり

ネットワークづくり

地区安全会議

民生委員
児童委員

学校
PTA

連合自治会
町内会

交番
地域安全
推進員

事業所
商店街

市町安全協議会

市町民生
・児童委員
協議会

市町教育
委員会

市・町

防犯協会
警察署

商会議所
商工会
市町事業者団体

県民会議

県民生
・児童委員
協議会

県教育
委員会

県

防犯協会
連合会
県警本部

商会議所
連合会
商工会連合会
県事業者団体

家庭

家庭

地域住民

家庭

家庭

静岡県防犯まちづくり有識者懇談会

委員名簿

静岡県防犯まちづくり有識者懇談会委員名簿

氏名	役職	備考
あおしま いちろう 青島 一郎	湖西市危機管理監	
あべ まいこ 阿部 麻衣子	静岡県PTA連絡協議会理事（家庭教育代表）	
いわさき やすえ 岩崎 康江	（一社）静岡県地域女性団体連絡協議会会長	
いわた たかよし 岩田 孝仁	静岡大学防災総合センター長 教授	
かわむら いさむ 川村 勇	静岡県地域安全推進連絡協議会会長	
きよなが けんじ 清永 賢二	（株）ステップ総合研究所特別顧問 （一社）安心安全教育協会代表理事	座長
こいすみ みつえ 小泉 美津江	静岡県民生委員児童委員協議会理事	
さいとう ただし 齋藤 正	静岡県自治会連合会会長 浜松市自治会連合会会長	
たなか れいこ 田中 玲子	沼津市立門池小学校校長	
なかむら やすまさ 中村 泰昌	（一社）静岡県商工会議所連合会専務理事・事務局長	
はらだ ゆたか 原田 豊	警察庁科学警察研究所特任研究官	
ふなやま けいこ 船山 恵子	NPO法人静岡県防犯アドバイザー協会理事長	
まつもと しょうじ 松本 庄次	（一財）静岡県老人クラブ連合会会長	

委員：13人（敬称略、50音順）

開催状況

静岡県防犯まちづくり有識者懇談会開催状況

開催日	内容	会場
第1回 2017年 7月12日	<ul style="list-style-type: none">・静岡県内の犯罪情勢等に関する説明・現行動計画の進捗状況に関する説明・県民アンケート調査結果に関する説明・防犯まちづくりに関する意見交換	静岡県庁別館 2階 第1会議室A
第2回 2017年 8月23日	<ul style="list-style-type: none">・新行動計画の骨子案に関する意見交換	静岡県庁別館 8階 第1会議室A
第3回 2017年 11月20日	<ul style="list-style-type: none">・新行動計画案に関する意見交換	静岡県庁別館 8階 第5会議室

参 考 资 料

静岡県防犯まちづくり条例

〔平成 16 年静岡県条例第 26 号〕
平成 16 年 3 月 25 日制定

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 情報の提供等（第 7 条・第 8 条）
- 第 3 章 学校等における児童等の安全の確保等（第 9 条—第 13 条）
- 第 4 章 犯罪の防止に配慮した道路等の普及等（第 14 条—第 16 条）
- 第 5 章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等（第 17 条—第 20 条）
- 第 6 章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進（第 21 条—第 24 条）
- 第 7 章 雑則（第 25 条）

附則

安全に安心して暮らせることは、私たちすべての願いである。

私たちは、温暖な気候と富士山、浜名湖、駿河湾などの豊かな自然の中で、先人たちのたゆまぬ努力で築かれた安全な社会を基盤として、多彩な産業を展開し、発展を遂げてきた。

しかしながら、近年、都市化、国際化や情報化の進展などによる社会環境の変化に伴い、全国的に犯罪が増加する中で、静岡県においても急激に犯罪が増加し、県民生活や社会経済活動に多大な不安と損害を与えている。

このように県民生活の安全と社会経済活動の安定を脅かしている犯罪を減らすためには、警察活動に頼るだけでなく、私たち一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないように行動するとともに、地域の連帯感を高め、互いに見守り合い、助け合う地域の力を取り戻し、さらに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図るなど犯罪の起きにくい防犯まちづくりに自ら積極的に取り組む必要がある。

私たちは、安全な県民生活と安定した社会経済活動を回復し、訪れる人や進出する企業にとっても魅力ある静岡県を実現するため、一丸となって防犯まちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらの者が一体となって防犯まちづくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、市町並びに県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体（以下「県民等」という。）と協力して、防犯まちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町との連絡調整を緊密に行うものとする。

3 県は、防犯まちづくりを推進する上で市町が果たす役割の重要性にかんがみ、市町が防犯まちづくりに関する施策を実施しようとする場合には、その求めに応じて、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、必要があると認めるときは、県民等が次条及び第4条に規定する責務を果たすことができるよう、県民等が行う活動に対し、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、日常生活における、犯罪の防止を図ることによる安全の確保（以下単に「安全の確保」という。）に自ら努めるとともに、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動における安全の確保に自ら努めるとともに、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第5条 県は、市町及び県民等と協力して、防犯まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(研修の実施)

- 第6条 県は、県民等に対し、防犯まちづくりに関する基礎的な研修を実施するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、県は、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を支える指導者を養成するため、専門的な知識及び技術の習得を目的とした研修を実施するものとする。

第2章 情報の提供等

(広報及び啓発)

- 第7条 県は、県民等が防犯まちづくりについて理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(県民等への情報の提供)

- 第8条 県は、県民等が地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。
- 2 警察署長は、県民等が地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を推進できるよう、その管轄区域における犯罪の発生状況その他の必要な情報の提供を行うものとする。

第3章 学校等における児童等の安全の確保等

(指針の策定)

- 第9条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び専修学校の高等課程並びに各種学校のうち主として外国人の児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）に対して教育を行うもの（以下「学校」という。）並びに児童福祉施設（以下これらを「学校等」という。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

(安全に関する教育の充実)

- 第10条 県は、学校、家庭及び地域と連携して、児童等が犯罪に遭わないための教育及び犯罪を起こさないための教育を充実するよう努めるものとする。

(学校等の施設内における児童等の安全の確保のための措置)

- 第11条 学校等を設置し、又は管理する者は、当該学校等の施設内において、児童等の安全の確保を図るため、第9条に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等における安全の確保を図るための体制の整備)

第 12 条 学校等の管理者は、必要があると認めるときは、第 9 条に規定する指針に基づき、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、当該学校等における安全の確保を図るための体制を整備するよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保のための措置)

第 13 条 通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下これらを「通学路等」という。)の管理者、児童等の保護者、学校等の管理者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における児童等の安全の確保を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 犯罪の防止に配慮した道路等の普及等

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

第 14 条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下これらを「道路等」という。)の普及に努めるものとする。

(指針の策定)

第 15 条 知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等とするための措置)

第 16 条 道路等を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、前条に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 5 章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第 17 条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

(指針の策定)

第 18 条 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅とするための措置)

第 19 条 住宅を建築しようとする者、住宅の設計者及び工事の施工者並びに住宅を所有し、又は管理する者は、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、前条に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築確認申請時における助言等)

第 20 条 県は、共同住宅について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定により県の建築主事の確認を受けようとする建築主に対し、当該共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して、その所在地を管轄する警察署長に意見を求めるよう助言するものとする。

2 前項の規定による助言に基づき建築主から意見を求められた警察署長は、当該共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して、必要な情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

第 6 章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進

(防犯責任者)

第 21 条 事業者は、その事業活動における安全の確保のため、事業所ごとに防犯に関する責任者を置くよう努めるものとする。

2 前項の責任者は、当該事業所において防犯設備の維持管理、従業員への防犯に関する指導その他の犯罪の防止のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備等)

第 22 条 銀行、郵便局株式会社、信用金庫、労働金庫、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 2 項に規定する貸金業者（以下「金融機関」という。）、ぱちんこ屋を営む者並びに規則で定める小売店舗において事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、金融機関の店舗等、ぱちんこ屋の店舗又は規則で定める小売店舗を設置し、又は管理する者に対し、当該店舗等の運営に関し、犯罪の防止に資する情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動車等の普及)

第 23 条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び装置を有する自動車等の普及に努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及等)

第 24 条 自動販売機の製造又は販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び装置を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機に係る犯罪の防止のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 7 章 雑則

(指針の策定手続等)

第 25 条 知事、教育委員会及び公安委員会は、第 9 条、第 15 条又は第 18 条に規定する指針（以下「防犯指針」という。）を定め、又は変更しようとするときは、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、防犯指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 34 号抄）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 42 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 13 日条例第 56 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 19 日条例第 67 号）

この条例は、公布の日又は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 16 日条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日条例第 21 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県防犯まちづくり条例第22条の小売店舗を定める規則

〔平成16年静岡県規則第10号〕
〔平成16年3月30日制定〕

静岡県防犯まちづくり条例（平成16年静岡県条例第26号）第22条各項の規則で定める小売店舗は、売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している小売店舗で次に掲げるものとする。

- (1) 売場面積が250平方メートル以上の小売店舗。ただし、次のア及びイのいずれにも該当する小売店舗を除く。
 - ア 衣食住に関する各種の商品を販売する小売店舗で、その店舗の性格上いずれが主たる販売商品であるかを判別することができないもの
 - イ 従業者が常時50人以上の小売店舗
- (2) 売場面積が250平方メートル未満の小売店舗で次のア及びイのいずれにも該当するもの
 - ア 主として飲食料品を中心とした商品を販売する小売店舗
 - イ 1日14時間以上営業している小売店舗

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

学校等における児童等の安全の確保に関する指針

〔平成 16 年 3 月 25 日制定〕

第 1 通則

1 目的

この指針は、静岡県防犯まちづくり条例(平成 16 年静岡県条例第 26 号)第 9 条の規定に基づき、学校及び児童福祉施設(以下「学校等」という。)における防犯上必要な方策を定め、児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校等の管理者等」という。)が努力すべき具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、児童等の発達段階や学校等及び地域の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 具体的方策

1 安全教育の充実

学校等の管理者等は、児童等が犯罪から自身を守るための危険予測及び危険回避の知識の習得及び能力を育成するため、次のような取組を行う。

- (1) 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者(以下「不審者」という。)の侵入を想定した防犯(避難)訓練の実施
- (2) 児童等が路上等で犯罪被害に遭わないための対処方法及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法の指導
- (3) 安全マップの作成などによる地域における危険箇所や「子ども 110 番の家」等の緊急避難場所の周知

2 安全管理の徹底

- (1) 教職員の危機管理意識の高揚と学校安全対策の推進

学校等の管理者等は、教職員一人ひとりが児童等の安全の確保を第一に、学校等として組織的な対応を図るよう努めるとともに、保護者、地域住民及び関係団体をはじめ警察署、消防署、医療機関等の協力を得て、次のような安全対策を実施し、その効果的な運用に努める。

ア 「学校等安全委員会」等の設置

イ 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定及び点検

ウ 学校危機管理についての教職員研修及び訓練の実施

エ 「学校安全点検日」等の設定

(2) 不審者の侵入防止等

学校等の管理者等は、不審者の侵入を防ぎ、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策を実施する。

ア 出入口の限定と普段使用しない門扉の施錠等の適切な管理

イ 不審者の侵入を禁止する旨の立て札、看板等の設置

ウ 来校者用の入口及び受付の明示

エ 来校者に対する名簿への記入及び来校証の使用の要請

オ 来校者への声掛けの実施

カ 不審者の侵入を防ぐための防犯設備及び防犯器材の設置

キ 不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした、教室、職員室等の配置等の配慮

(3) 緊急時に備えた体制の整備

学校等の管理者等は、学校等の近隣において児童等に危害が及び恐れのある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし又は侵入した場合に備えて、地域住民、関係機関と連携して次のような方策について検討し、学校等の実情に応じた必要な対策を実施する。

ア 学校等の近隣において児童等に危害が及び恐れがある事案が発生した場合の、情報収集、通報、保護者・地域住民への連絡、警察等へのパトロールの要請、登下校の方法の決定等

イ 不審者が学校等に侵入しようとし又は侵入した場合などの緊急時における教職員の役割分担、不審者に対する監視、侵入阻止及び排除体制、児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立

ウ 警察署、消防署、医療機関等との連携による児童等の安全確保に関する情報交換

エ 近隣の学校等間における情報交換

オ 学校等、警察署、国、県、市町村及びその他関係機関間における情報連絡網の整備

カ 警察署及び消防署の協力のもと教職員、保護者、地域のボランティア等による防犯訓練、応急手当等の訓練等

キ 学校等の施設以外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備

ク 臨床心理士・スクールカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

(4) 施設・設備の点検整備

学校等の管理者等は、不審者を早期に発見し、その侵入を未然に防ぐとともに、不審者による児童等に対する危害を防ぐため、次のような施設・設備の点検整備に努める。

- ア 校門、フェンス、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等
- イ 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯カメラ、モニター付きインターホン、通報システム(校内緊急通話システム、警備会社との連絡システム等)等の防犯設備
- ウ 死角の原因となる障害物等
- エ 避難の妨げとなる障害物等

3 防犯カメラの設置

防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。

4 組織的活動

学校等の管理者等は、児童等の安全を確保するために、保護者、地域住民、ボランティア、その他関係機関・団体に協力を要請して次のような対策を実施する。

- (1) 学校等の内外及び通学路のパトロール
- (2) 学校等の開放時及び学校等の施設外での教育活動における安全確保に必要な人員の配置
- (3) 学校支援ボランティア活動(注1)への協力
- (4) 児童等への声掛け運動
- (5) 不審者を発見した場合の警察や学校等への通報
- (6) 注意喚起の文書等の各家庭への配布や地域での掲示等、速やかな周知体制の整備
- (7) 「子ども110番の家」等の緊急避難場所の整備・拡大

附 則

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

- (注1) 学校支援ボランティア活動とは、学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう。(文部省「教育改革プログラム」平成9年1月)

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の犯罪の 防止に配慮した構造、設備等に関する指針

〔平成 16 年 3 月 25 日制定〕

第 1 通則

1 目的

この指針は、静岡県防犯まちづくり条例(平成 16 年静岡県条例第 26 号)第 15 条の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上必要な方策を定め、防犯性の高い道路等を普及させることにより、県民の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、道路等を設置し、又は管理する者(以下「道路等の管理者等」という。)が努力すべき道路等の防犯性の向上に係る企画・設計及び整備上配慮すべき事項を示すものである。
- (3) この指針の規定は、道路等に占用物件を設置し、又は管理する者(道路等の管理者等を除く。)においても配慮すべきものとする。
- (4) この指針の適用に当たって、道路等の管理者等は、関係法令等、道路等の性格及び設置目的並びに住民の要望等を検討した上で関係者と協議して対応するものとし、対応が困難と判断されるものについては除外する。
- (5) この指針に基づく整備の推進に当たっては、地域住民が不安を感じる事案の発生状況や地域住民の要望等も勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次、対応を図るとともに、県民等との協働による取組により、一層の防犯性の向上に努めるものとする。
- (6) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 配慮すべき事項

1 道路

- (1) 道路の構造、周辺状況等を勘案し、可能な限り、ガードレール、歩道柵、植栽等により歩道と車道を分離する。
- (2) 道路における見通しを確保する。
- (3) 道路周辺についても、県民等の協力の下、見通しを確保する。

-
- (4) 防犯灯及び道路照明灯(注1)を適切に設置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注2)を確保する。
 - (5) 地下道等の犯罪発生の危険性の高い道路においては、防犯ベル、防犯カメラ等を設置する。

2 公園

- (1) 植栽については、周囲の道路、住居等からの見通しを確保するよう配置するとともに下枝の剪定等を行う。
- (2) 遊具については、周囲の道路、住居等からの見通しを確保するよう遊具の選定や配置等を行う。
- (3) 防犯灯、街路灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注2)を確保する。
- (4) 生活・通学路として利用される園路においては、園路の見通しを確保するとともに、防犯灯、照明灯により人の行動を視認できる程度の照度(注2)を確保する。
- (5) 公園内には、防犯ベルや赤色灯などの警報装置が設置されていることが望ましい。
- (6) 公園内に公衆便所を設置する場合は、次の事項に配慮する。
 - ア 園路及び通路から近い場所に設置する等、周囲からの見通しを確保する。
 - イ 夜間も利用可能な便所については、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注3)を確保する。

3 自動車駐車場

- (1) 駐車場の外周をフェンス、柵等により周囲と区分する。
- (2) 駐車場の管理に当たっては、管理者(管理委託された者を含む。以下同じ。)が常駐若しくは巡回し、管理者がモニターするカメラその他の防犯設備を設置し、又は周囲からの見通しを確保する。
- (3) 見通しが悪く、死角が多い箇所にミラー等を設置する。
- (4) 駐車場の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度をそれぞれ確保する。

4 自転車駐車場

- (1) 駐車場の外周をフェンス、柵等により周囲と区分する。
- (2) 駐車場の管理に当たっては、管理者(管理委託された者を含む。以下同じ。)が常駐若しくは巡回し、管理者がモニターするカメラその他の防犯設備を設置し、又は周囲からの見通しを確保する。
- (3) 見通しが悪く、死角が多い箇所にミラー等を設置する。

-
- (4) チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等自転車・オートバイの盗難防止に有効な措置を講ずる。
 - (5) 駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路において 10 ルクス以上の照度をそれぞれ確保する。

5 防犯カメラの設置

防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 注 1) 「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。
- 注 2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは 4m 先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度)が概ね 3ルクス以上のものをいう。
- 注 3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10m 先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね 50ルクス以上のものをいう。

住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

〔平成 16 年 3 月 25 日制定〕

第 1 通則

1 目的

この指針は、静岡県防犯まちづくり条例(平成 16 年静岡県条例第 26 号)第 18 条の規定に基づき、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等及び共同住宅の管理対策に関する防犯上必要な方策を定め、防犯性の高い住宅を普及させることにより、居住者等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、住宅(注 1)を建築しようとする者、住宅の設計者及び工事の施工者並びに住宅を所有し、又は管理する者(以下「住宅を建築しようとする者等」という。)に対し、防犯性の向上に係る企画・設計及び建築上配慮すべき事項等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、あくまでも自発的な対策を促すものである。
- (2) この指針の運用に当たっては、関係法令等及び住宅を建築しようとする者等が定める建築計画上の制約等に配慮した上で関係者と協議して対応するものとし、対応が困難と判断されるものについては除外する。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 配慮すべき事項

1 共同住宅

(1) 共用部分

ア 共用出入口

(ア) 共用玄関の配置

共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路(以下「道路等」という。)から見通しが確保された位置に配置する。道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) 共用玄関扉

共用玄関には玄関扉を設置することが望ましい。また、玄関扉を設置する場合には、扉の内外を相互に見通せる構造とするとともに、オートロックシステム(インターホンと連動する電気錠を備えた玄関扉による自動施錠システムをいう。以下同じ。)を導入することが望ましい。

(ウ) 共用玄関以外の共用出入口

共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置し、扉は自動施錠機能つきのものとする。道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(エ) 共用出入口の照明設備

- 共用玄関の照明設備は、その内側の床面において概ね 50 ルクス以上、その外側の床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度をそれぞれ確保することができるものとする。
- 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

イ 管理人室

管理人室を置く場合には、管理人室は共用玄関、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。以下同じ。)及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置する。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 共用メールコーナーの配置

共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) 共用メールコーナーの照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、床面において概ね 50 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

(ウ) 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。また、オートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型等とすることが望ましい。

エ エレベーターホール

(ア) エレベーターホールの配置

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等から見通しが確保された位置に配置する。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) エレベーターホールの照明設備

- 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、床面において概ね 50 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

-
- その他の階のエレベーターホールの照明設備は、床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

オ エレベーター

(ア) エレベーターの防犯カメラ

エレベーターのかご内には、防犯カメラ等を設置することが望ましい。

(イ) エレベーターの連絡及び警報装置

エレベーターは、非常時において、押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとする。

(ウ) エレベーターの扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されたものとする。

(エ) エレベーターの照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、床面において概ね 50 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

カ 共用廊下・共用階段

(ア) 共用廊下・共用階段の構造等

- 共用廊下及び共用階段は、それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造とすることが望ましい。
- 共用廊下及び共用階段は、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。
- 共用階段のうち屋外に設置されているものについては、住棟外部からの見通しが確保されたものとする。屋内に設置されているものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとする。ことが望ましい。

(イ) 共用廊下・共用階段の照明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度が確保することができるものとする。

キ 自転車置場・オートバイ置場

(ア) 自転車置場・オートバイ置場の配置

- 自転車置場・オートバイ置場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- 屋内に設置する場合には、構造上支障のない限り、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。

-
- ・地下階等構造上周囲からの見通しが困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。
 - (イ) 自転車置場・オートバイ置場の盗難防止措置
自転車置場・オートバイ置場は、チェーン用バーラック、サイクルラックの設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じたものとする。
 - (ウ) 自転車置場・オートバイ置場の照明設備
自転車置場・オートバイ置場の照明設備は、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

ク 駐車場

- (ア) 駐車場の配置
 - ・駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
 - ・屋内に配置する場合には、構造上支障がない限り、周囲に開口部を確保する。
 - ・地下階等構造上周囲からの見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。
- (イ) 駐車場の照明設備
駐車場の照明設備は、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

ケ 通路

- (ア) 通路の配置
通路は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。また、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制を踏まえて、道路等、共用玄関、及び屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置することが望ましい。
- (イ) 通路の照明設備
通路の照明設備は、路面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

コ 児童遊園、広場又は緑地等

- (ア) 児童遊園、広場又は緑地等の配置
児童遊園、広場又は緑地等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 児童遊園、広場又は緑地等の照明設備

児童遊園、広場又は緑地等の照明設備は、地面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

(ウ) 塀、柵又は垣等

塀、柵又は垣等は、領域性を明示するよう配置されたものとするのが望ましい。また、塀、柵又は垣等は、周囲からの死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場とならない位置、構造、高さ等とする。

サ 防犯カメラ

(ア) 防犯カメラの配置等

- ・防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数を検討し適切に配置する。
- ・防犯カメラを設置する部分の照明設備は、各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するために必要となる照度を確保したものとする。

(イ) 個人のプライバシー保護に関する措置

防犯カメラを設置する場合には、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。

シ その他

(ア) 屋上

屋上は、居住者に常時開放する場合を除き、出入口等に施錠可能な扉を設置する。また、屋上がバルコニー等に接近しやすい場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等侵入防止に有効な措置を講ずるものとする。

(イ) 配管、雨樋、外壁等

配管、雨樋、外壁等は、上階への足掛かりにならないものとする。

(2) 専用部分

ア 住戸の玄関扉

(ア) 住戸の玄関扉等の材質・構造

住戸の玄関扉等は、その材質がスチール製等で破壊が困難なものとし、デッドボルト(かんぬき)が外部から見えない構造とする。また、扉にこじ開け防止に有効な措置(注2-(1))を講ずるものとする。

(イ) 玄関扉の錠

住戸の玄関扉の錠は、破壊が困難なものとし、ピッキング等による解錠が困難な構造、又は解錠を困難にする措置(注2-(2))が講じられたものとする。また、補助錠を設置する。

(ウ) 玄関扉のドアスコープ・ドアチェーン等

住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置したものと

イ インターホン

(ア) 住戸玄関外側との通話等

住戸内には、住戸玄関の外側との間の通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホン等を設置することが望ましい。

(イ) 管理人室等との通話等

インターホンは、管理人室を設置する場合にあっては、住戸内と管理人室との間で通話が可能な機能を有するものとする。また、オートロックシステムを導入する場合には、住戸内と共用玄関の外側との間で通話が可能な機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものとする。望ましい。

ウ 住戸の窓

(ア) 共用廊下に面する住戸の窓等

共用廊下に面する住戸の窓(侵入の恐れのない小窓及び避難を考慮する必要のある窓を除く。以下同じ。)及び接地階の住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものには、面格子の設置等侵入の防止に有効な措置を講ずるものとする。

(イ) バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する窓のうち侵入が予想される階に存するものには、鍵付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講ずるものとし、避難計画等に支障のない範囲において、窓ガラスの材質は破壊が困難なものであることが望ましい。(注2-(3))

エ バルコニー

(ア) バルコニーの配置

バルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず縦樋又は手摺り等がバルコニーに接近する場合には、面格子の

設置等バルコニーへの侵入の防止に有効な措置を講ずるものとする。

(イ) バルコニーの手摺り等

バルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等から見通しが確保された構造とすることが望ましい。

(ウ) 接地階のバルコニー

接地階の住戸のバルコニーの外側の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとすることが望ましい。なお、専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入の防止に有効な構造とする。

2 一戸建住宅

(1) 玄関扉

ア 玄関扉の材質・構造

一戸建住宅の玄関扉の材質は、破壊が困難なものとし、デッドボルト(かんぬき)が外部から見えない構造とする。また、扉にこじ開け防止に有効な措置(注2-(1))を講ずるものとする。

イ 玄関扉の錠

一戸建住宅の玄関扉の錠は、破壊が困難なものとし、かつ、ピッキング等による解錠が困難な構造、又は解錠を困難にする措置(注2-(2))が講じられたものとする。また、補助錠を設置する。

ウ 玄関扉のドアスコープ・ドアチェーン等

一戸建住宅の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置したものとする。

(2) インターホン

玄関の外側との間の通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホン等を設置することが望ましい。

(3) 窓等

ア 窓

窓(侵入の恐れのない小窓及び避難を考慮する必要がある窓を除く。以下同じ。)のうちバルコニー、庭等に面するもの以外のものには、面格子の設置等侵入の防

止に有効な措置を講ずるものとする。

イ バルコニー等に面する窓

バルコニー、庭等に面する窓には、鍵付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講ずるものとし、避難計画等に支障のない範囲において、窓ガラスの材質は破壊が困難なものであることが望ましい。(注2-(3))

(4) バルコニー

ア バルコニーの配置

バルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず、縦樋又は手摺り等がバルコニーに接近する場合は、面格子の設置等バルコニーへの侵入の防止に有効な措置を講ずるものとする。

イ バルコニーの手摺り等

バルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、居室の窓等から見通しが確保された構造とすることが望ましい。

第3 共同住宅の管理対策

共同住宅の居住者の安全を確保するための管理対策は、次のとおりとする。

1 設置物、設備等の整備及び維持管理

(1) 防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ(モニター、録画装置を含む)、防犯灯等の防犯設備の適正作動について定期的に点検整備する。

(2) 死角となる物の除去

共用廊下、共用玄関等に置かれた物置やロッカー等により、死角となる箇所が発生している場合は、これらの物を除去し、見通しを確保する。

(3) 植栽の樹種の選定及び位置の配慮等

植栽は、周囲からの見通しを確保し、又は侵入を企てる者がその身体を隠す恐れのない状態とするために、樹種の選定及び植栽の位置に配慮する。また、定期的な剪定又は伐採を行い、繁茂により死角となる箇所の発生を防止する。

(4) 屋外機器の適切な場所への設置

屋外に設置する機器は、侵入を企てる者の足場とならないように適切な場所に設置する。

(5) 防犯器具等の整備

破壊やピッキング等が困難な錠前、侵入警報、警戒装置、防犯ブザー等の防犯器具等の整備を促進する。

2 居住者等による自主的防犯体制の整備

(1) 管理組合等を中心とした自主的防犯活動の推進

居住者等は、共同住宅の管理組合等を中心とした自主的防犯活動を推進する。

(2) 管轄警察署との連携

居住者等は、管轄警察署との連携に努め、犯罪発生状況等の情報を有効に活用する。

附 則

この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(注 1) 「住宅」とは、共同住宅及び一戸建て住宅(長屋を含む。)をいう。

(注 2) 「住宅に係る犯罪防止のために必要な設備」の例

(1) 玄関扉のこじ開け防止に有効な措置

例えば、通称「ガードプレート」の設置がある。

(2) 破壊及びピッキング等が困難な構造を有する錠

例えば、財団法人全国防犯協会連合会が実施している「優良住宅用開き扉型式認定制度」により認定された錠(通称 CP 錠)及び平成 12 年 7 月 1 日から施行された、シリンダー(鍵穴周辺の円筒部分)のみを対象とした耐ピッキング性能だけを評価する CP-C 認定制度により認定されたシリンダーを装着した錠がある。

また、サムターン回し対策として、サムターンカバーを装着することが挙げられる。

(3) 破壊が困難な窓ガラス

例えば、合せガラスがある。

ふじのくに防犯まちづくり行動計画

2018年3月

静岡県暮らし・環境部県民生活局暮らし交通安全課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-3714 FAX 054-221-5516

E-mail kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp

富国徳の美しい“ふじのくに”



静岡県

Shizuoka Prefecture